

平成26年第5回教育委員会定例会  
(5月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年5月27日(火)午後2時00分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 議案審議

第15号議案 平成26年度東京都台東区一般会計補正予算(第1回)における教育費関係計上予定案の意見聴取について

第16号議案 東京都台東区立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第17号議案 東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

- ア 平成26年度台東区歯の優良児童生徒の表彰の実施について
- (2) 指導課
  - イ 教科書採択における調査研究の基準について
- (3) 生涯学習課
  - ウ 学校法人上野学園石橋メモリアルホールが実施する事業に対する後援について
- (4) 青少年・スポーツ課
  - エ 体育施設の事前使用承認申請について

## 2 報告事項

- (1) 庶務課
  - ア 教育委員会制度改革に関する国の動向について
  - イ 区民文教委員会における報告事項について
  - ウ 後援名義の使用について
- (2) 庶務課（事務局副参事）
  - エ 子ども・子育て支援新制度の対応について
- (3) 児童保育課
  - オ 平成26年4月保育所入所状況について
  - カ 認可保育所及び小規模保育所の開設及び誘致について
  - キ 平成26年4月こどもクラブ入会状況について
  - ク 区立学校長期休業中の児童館開館時間について
  - ケ 東上野乳児保育園の指定管理者の選定について
  - コ 児童館の指定管理者の選定について
- (4) 指導課
  - サ 平成26年度国際理解重点教育中学生海外短期留学派遣生徒選考結果等について
  - シ 台東区いじめ防止基本方針（案）の概要と考え方について
  - ス 「台東区授業改善推進プラン」の公表内容について
- (5) 教育支援館
  - セ 平成26年度教科書展示会について
- (6) 青少年・スポーツ課
  - ソ 幼児向け運動教室の実施について
  - タ 旧田中小学校体育施設整備について
  - チ 平成25年度事業結果と平成26年度事業計画について～下町台東の美しい心づくり～
  - ツ 荒川河川敷運動公園運動場の整備及び駐車場使用料の設定について
- (7) 中央図書館

テ 特別整理休館の日程について

3 6月の行事予定について

4 その他

午後2時00分 開会

○樋口委員長 ただいまから、平成26年第5回台東区教育委員会定例会を開会いたします。  
本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

○樋口委員長 ここで、傍聴についてお諮りいたします。本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第15号議案、第17号議案

### 〈日程第2 教育長報告〉

#### 2 報告事項

#### 児童保育課 カ、青少年・スポーツ課 ツ

○樋口委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について、説明をお願いいたします。

○樋口委員長 それでは、初めに、第15号議案を議題といたします。

なお、関連する議案として、第17号議案、教育長報告の報告事項として、児童保育課のカ及び青少年・スポーツ課のツについても一括して議題といたします。

まず、庶務課長から順に説明及び報告をお願いします。

○庶務課長 第15号議案、平成26年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、提出するものでございます。この補正予算につきましては、6月3日からの第2回区議会定例会で審議されるものでございます。

内訳書をご覧ください。今回の補正は歳入予算について、総額9,425万2,000円の増額、歳出予算につきましては、総額1億5,551万5,000円の増額でございます。

歳入予算の内訳として3件ございます。

1件目は、使用料及び手数料の教育使用料でございます。荒川河川敷運動公園運動場において駐車場使用料の110万円を計上してございます。

2件目は、都支出金の教育費補助金でございます。マンション等併設型保育所設置促進事業費において、認可保育所の誘致に対する補助金の補正分1,790万円、待機児童解消区市町村支援事業費において、認可保育所の誘致に対する補助金の補正分5,663万2,000円、小規模保育運営支援等事業費において、小規模保育施設の誘致に対する補助金の補正分1,720万円を計上してございます。

3件目は、都委託金の教育費委託金でございます。言語能力向上拠点校委託費において、

研究協力校である谷中小学校、御徒町台東中学校の2校に対する委託金100万円、安全教育推進校委託費において、研究協力校である金竜小学校に対する委託金20万円、教育課程研究指定校委託費において、研究協力校である柏葉中学校に対する委託金22万円を計上してございます。

補正の歳入予算合計額は、9,425万2,000円の増額でございます。

次に、歳出予算の内訳でございますが、2件でございます。

1件目は、教育総務費の事務局費でございます。研究協力校に要する経費の補正分142万円の増額でございます。

2件目は、児童保育費の児童保育総務費でございます。認可保育所の誘致において開設準備に対する補助の補正分1億3,079万5,000円、小規模保育施設の誘致において開設準備に対する補助の補正分2,330万円の増額でございます。

補正の歳出予算合計額は、1億5,551万5,000円の増額でございます。

なお、荒川河川敷運動公園運動場に関わる補正につきましては、青少年・スポーツ課の第17号議案及び報告事項と関連いたしますので、この後、青少年・スポーツ課長からご説明を申し上げます。同様に、児童保育課の補正予算につきましては、児童保育課の報告事項と関連いたしますので、青少年・スポーツ課長の後に児童保育課長から説明を申し上げます。

以上、第15号議案につきましては、よろしくご審議いただき、可決賜りますようお願い申し上げます。庶務課からは以上でございます。

**○樋口委員長** では、引き続き、青少年・スポーツ課長、説明・報告をお願いします。

**○青少年・スポーツ課長** それでは、荒川河川敷運動公園運動場の整備及び駐車場使用料の設定について、資料22に基づいてご説明させていただきます。

項番1、これまでの経緯についてでございます。国土交通省による堤防強化工事に伴い、昨年10月より運動場の貸し出しを中止しておりましたが、本年3月に国の工事が終了し、現在は8月からの運動場貸し出し再開に向け、整備を進めている状況でございます。また、今回の運動場整備に合わせ、許可申請をしておりました区有地の拡張につきましても許可がおりたため、新たに駐車場を整備していくものでございます。

項番2、整備の内容でございます。まず、運動場の復旧でございますが、国土交通省による堤防強化工事の際に、土砂や資材の仮置き場となっていたことから、運動場の整地を改めて行いまして、野球やサッカーでスライディング等をした際にけがなどしないよう、グラウンドコンディションを従前の状態に戻してまいります。また、バックネットやサッカーゴール等の工作物を新しい物に新設してまいります。

次に、拡張内容でございますが、これまでのサッカー場のサイズは国際規格における競技フィールドを満たしておりませんでしたので、資料に記載のあるとおり、長さ、幅ともに拡大してまいります。また、隣接する野球場との距離につきましても、さらにスペースをとることで安全を確保してまいります。

次に、駐車場の整備でございますが、これまで長年にわたり国に要望してまいりました駐車場の整備が実現できる運びとなりました。駐車可能台数は24台を予定しております。

項番3、今後の予定でございます。運動場の整備につきましては、工作物の設置も含め6月中には終了し、8月から運動場の貸し出し再開をする見込みでございます。また、新たに整備する駐車場運営等につきましては区議会第2回定例会におきまして、体育施設条例の一部改正の議案提出を予定しているところでございます。

裏面をご覧ください。項番1の駐車場の概要でございますが、整備台数は24台で、利用できるのは土日・休日でございます。駐車場開放にあたっては、一般河川敷利用者と運動場利用者の安全を確保すべく、業務委託により誘導員を配置してまいります。

項番2の使用料でございますが、人と物に係る経費から算出した原価計算の結果と、使用料を徴収している他の区の状況を勘案いたしまして、所管課といたしましては1日当たり500円の使用料を徴収するという方向で考えてまいりたいと考えております。

報告については、以上でございます。なお、報告をさせていただきましたとおり、体育施設条例の一部改正とは、駐車場の新設に伴うものであり、駐車場の使用料金1回につき、1日当たり500円ということ及び、土日・休日のみ利用できるという部分について体育施設条例を改正するという形で議案提出をしてまいりたいと考えております。以上です。

○樋口委員長 では、次に児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第15号議案に関連いたしまして、認可保育所及び小規模保育所の開設及び誘致について、ご報告をさせていただきます。資料10をご覧ください。なお、関連して資料9が本年度の保育所の入所状況の資料でございます。あわせてご覧いただければと存じます。

本件につきましては大きく2点ございます。1点目は、本年度、前年比80名増という126名の待機児童が発生している状況から、待機児童対策の本年度の取組として、民営の小規模保育所を2カ所、認可保育所を1カ所開設することでございます。

2点目は、本年度の待機児童の状況を踏まえ、先日の本委員会臨時会においてご報告いたしましたとおり、現在検討している子ども・子育て支援事業計画のうち、来年度に予定している認可保育所及び小規模保育所各1カ所につきまして、来年4月1日に開設できるよう誘致することについてご報告するものでございます。

まず、資料10の大きな1点目、I、認可保育所及び小規模保育所の開設についてでございます。項番1の小規模保育所でございますが、2カ所開設を予定しており、概要は資料の表(1)から(6)のとおりでございます。1カ所目は、(仮称)はぐはぐキッズ浅草橋アネックスで、所在地は浅草橋二丁目、定員は1歳・2歳の19名でございます。2カ所目は、(仮称)Withbook保育園台東区で、所在地は松が谷四丁目、定員は0歳から2歳の19名でございます。いずれも本年8月1日の開設を予定しております。

次に、(7)選定経過でございます。これら2カ所の事業者につきましては、公募型プロポーザル方式により選定しております。応募は4社ございまして、このうち得点率70%以上

の上位2社を優先交渉権者に決定したものでございます。

資料の2ページをご覧ください。項番2、認可保育所についてでございます。1カ所開設を予定しており、名称は（仮称）チェリッシュ浅草保育園で、開設は本年11月を予定しております。場所は浅草三丁目、定員は0歳から5歳の60名でございます。優先交渉権者の選定につきましては、小規模保育所事業者の選定と同様に行っております。

資料3ページをご覧ください。Ⅱ、認可保育所及び小規模保育所の誘致についてでございます。こちらが今回の補正予算に関する部分でございます。

項番1の目的でございますが、教育委員会といたしましては、これまでも待機児童対策の充実を図ってまいりましたが、ただいまご報告した3施設の開設を踏まえましても、なお本年度の待機児童数に対して不足が生じていること。また、過日実施されておりましたニーズ調査の結果から、今後も保育所入所申請者の増加が予想される状況がございます。そこで現在策定中の、子ども・子育て支援事業計画（案）において予定しております認可保育所及び小規模保育所各1カ所を平成27年4月当初に開設するため、同保育所の誘致を進めていくものでございます。

項番2、誘致する保育所の施設数、規模、事業者選定等は資料のとおりでございます。

項番3、予算額（案）でございますが、本事業に係る予算につきましては、ただいまご審議いただいている補正予算の内容でございます。両施設の開設準備経費補助として計上させていただいております。

Ⅲ、今後のスケジュールでございますが、来月の区議会、子育て支援特別委員会にご報告の後、来年4月の開設に向けた事業者の公募選定作業に入ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

**○樋口委員長** ただいまの報告、説明につきまして、何かご質問はございませんか。

認可保育園の件で、チェリッシュ浅草保育園が認可された場合は、待機児童は67人ぐらいになりますね。

**○児童保育課長** 今回、小規模とそれから認可を合わせまして98名、これは提案ベースで3カ所で98名ということで定員を確保いたしますので、残りが28名という形になります。

**○樋口委員長** そうすると、その28名の待機児童の解消を目指して、さらに認可保育所を誘致していくという方向でよろしいですか。

**○児童保育課長** 今年度のように、これまでも年度途中に開設して待機児童対策を進めてきたという経緯もございますが、今回その対策がなかなか追いつかなかったという点もございまして、平成27年4月早々にも入れるような状態をつくって、年度当初から対策が打てるような形で誘致を進めていきたいという考えで、今回ご提案をしているものでございます。

**○樋口委員長** 以前紹介したことがあるのですが、歯科医師会は何も反応してこないですか。

○**児童保育課長** すみません、私のほうでは歯科医師会の関係については把握してございません。

○**庶務課長** ただいまの歯科医師会の件についての補足でございます。寿にあります歯科医院が、自分のところの歯科医療の資源を活用して、認可外ではございますけれども、保育室を現在運営してございます。児童保育課長から報告がありました今回の小規模保育の選定にもお手を挙げていただいたところでございます。

ただし、保育室の経営実績としては、まだ始めたばかりということで、選定の中ではもう少し保育室の運営実績を積んでいただけたら公的支援を受けられるようなレベルに達するのではないかとということで、今回、積極的に小規模保育施設としてお手を挙げいただいて、児童保育課のほうでもいろいろ相談に乗ったりはしていたのですが、選定のプロセスの中で、今回は選定されなかったという経緯があったということでございます。

○**児童保育課長** 失礼いたしました。歯科医師会ということで、資料10の小規模保育所に4社の応募がありましたうちのD社とあるのがそうです。ご応募いただいて、選定委員会の委員の評価は比較的高かったのですが、もう少し力をつけてほしいという委員からのご発言等もございまして、残念ながら今回はそういう結果になったというところでございます。

○**樋口委員長** 私は、浅草歯科医師会の専務理事から言われたものですから。わかりました。

○**垣内委員** 資料10について、審査結果で2社が優先交渉権者とのことですが、この2社が、今後撤退することは可能性としてはあるものなのでしょうか。また、得点数が7割を切ると対象外ということになるのでしょうか。最後に、開設準備経費補助1億5,000万円ということですが、具体的にはどのような整備なのか、主たるものは何か、また、それで十分魅力的といいますか、誘致が可能なものなのかについて教えていただければと思います。

○**児童保育課長** 今回、審査の過程では70%以上のものを選定するということを要件に審査をした関係もございまして。事業者側が撤退をしたいということになると、撤退の可能性が全くゼロではないということでございまして、基本的には前向きに応募をしてきて、区の中でぜひやりたいということで、そういった点の審査につきましても行ってございまして、そういった点では評価をさせていただいた2社ということでご理解いただければと思います。経費につきましては、基本的に今回開設する保育所はいずれも既存のビルの1階、あるいは1、2階を使った施設になりますので、施設内の改修など、そういった点の経費に基本的にはお金を補助させていただくということがメインになってございます。

○**高森委員** 補正予算について、都の補助金、都の委託費が歳入として入っていますが、これに該当する事業としては、既に動き始めている事業だから出る補助金ということなのでしょうか。

○**庶務課長** 例えば児童保育課の歳入、それから歳出に関わる補正予算でございますけれども、これは報告内容にもありましておおり、年度内にただいま選定した事業者に対して開設準備経費の申請を受けて、この補正予算の歳入でもって支払うものでございますので、

東京都に児童保育課を通じて申請して、補助金としていただくものです。ただ、その事前段階として、区としては補助金分を先に立て替えて支出する仕組みになってございます。

○高森委員 では、この事業は間違いなく実施されるわけですね。

○庶務課長 実施予定ということです。

○樋口委員長 保育所の件で2点あります。一つは場所について、小規模保育所2社の開設予定場所が浅草橋と松が谷になっていますが、そういった場所については問題にしないのですか。

○児童保育課長 今回、小規模保育事業者の募集要項を3月に定めておりまして、それに基づいて公募をさせていただきました。その中に開設優先地域ということで、あらかじめ要綱の要件の中に入れさせていただいており、それが入谷駅周辺地域と浅草橋駅周辺地域ということで、エリアの設定はさせていただいております。

そういった点も審査の中では評価の一つになっておりました。仮に全く違う場所だったとしても、評価によっては今回の優先交渉権者になった可能性は全くゼロではないということでございます。

○樋口委員長 審査項目の中で、その地域優先のポイントというのはどこに入るのですか。

○児童保育課長 項目からちょっとわかりにくいのですが、運営方針というところで、基本的にはどういう形で運営していくのかと、その中の一つとして場所的にどうかということとを合わせて見たというところでご理解いただければと思います。

○樋口委員長 もう一つは面積について、基準は一人当たり何平方メートルくらいを考えていますか。

○児童保育課長 こちらもあらかじめ募集要件に入れさせていただいておりまして、0歳児及び1歳児については3.3平方メートル以上、2歳児につきましては1.98平方メートル以上ということで、各乳児室や保育室、遊戯室については設定をしてくださいということで、要件を出させていただいております。

○高森委員 資料10の3ページの項番2について。来年27年4月1日に開設予定の認可保育所と小規模保育所ですが、認可保育所は定員が多く大きな保育所になると思います。開設場所については現在検討中とのことですが、時期的に考えて、どのあたりに需要が多いかということはわかった上での予定だと思うのです。

こういった適正な配置については、ある地域に大きい保育所ができると、その周りの保育所からこちらに移る人も多くなると思うのですけれども、そのあたりの周りとのバランスはどのようにお考えでしょうか。

○児童保育課長 委員ご指摘のとおり、やはり地域のバランスは考えていかななくてはならないという認識はもちろんもっております。今回も誘致の要件として、90名程度の規模は欲しいということで、今回挙げさせていただいております。ただし、ニーズ調査で今後、恐らく保育所の利用の申請がかなり伸びるという想定もございまして、現状、例えば来年4月1日に90名規模の保育所ができて、すぐ周辺の園に影響を及ぼすような状態にはならな

いのではないかと予測はしているところでございます。

今後、やはり数が増えてきて、いろいろな配置バランスなどを考えていかななくてはいけないということは確かでございます。

○高森委員 同じ年度内で転園というのは結構あることなのでしょうか。

○児童保育課長 転園となりますと、私の経験上まだ把握仕切れていないのですけれども、当然、認可保育所に対してのニーズが非常に高いという状況はございますので、例えば認証保育所から、もし認可保育所ができたのであれば移りたいとか、そういったご要望はかなり出てくるものと認識はしております。

○高森委員 抽選で、なかなか入れないところに入ったところを抜けてまでという人は少ないかもしれないですね。子どもの友人関係があれば、遠くてもそこに居続けるということもあるでしょうから、なかなか動かない数もあるのかもしれないですね。

○庶務課長 補足でございます。一度認可保育所にお入りをいただいて、例えば新しい認可保育所ができたので、そちらに転園をしたいというご要望は確かに高森委員がおっしゃるとおりたくさんございます。

ただし、台東区の認可保育所の入園につきましては、これまで一度も入っていないという方を優先したいということがございますので、一度認可保育所に入って、ほかの認可保育所に転園したいという方は、例えばお住まいの関係で、今いる認可保育所から例えば3キロ以上離れたというようなそういう特殊な事情がない限りは、入園審査の際に4点を減算して審査をさせていただいておりますので、一度も入っていない方を優先して入園の審査をしていくという状況でございます。

また、例えばこれまで新しい認可保育所、ゆらりん竹町、アスクくらまえが、やはり南部地域の待機児童が多い、保育需要の多いところにつくらせていただきましたけれども、そういう需要の多いところに新たな認可保育所を誘致、開設することで、需要の多い地域の方々が選択の幅が広がったということで、やはり一定の数の施設の供給が、教育・保育環境の向上には現段階ではつながっていくのかなと思っております。それが供給過剰になってくるとまた違う問題が出てまいりますけれども、現段階ではやはり施設の誘致というのが、特に南部エリアについては必要な状況であると教育委員会では考えて、いろいろな検討をしているところでございます。

○高森委員 入園審査は点数制でしたね。

○児童保育課長 審査に当たりましては、保護者の就労の状況や、兄弟の関係など、そういったものを指数化をさせていただいて、その指数に基づいて審査をしているという状況でございます。

○樋口委員長 需要があるところにつくると、余計需要を掘り起こしてしまう可能性もありますね。子育てするなら台東区という戦略を立てていますので、逆に需要が低いところに誘致していくと、場合によってはマンション価格まで値上がりする可能性があるのと、その地域が整備されるときに、新しい世帯を引っ張り込むことができます。しかし、今の

南部地区ですと、すでにマンションがあって、そこに建てて、その子どもたちが育ってしまくと、マンションの流動性がなければ全くそこは供給過剰になるので、もしかしたらそのあたりの可能性も考えたほうがいいのかもかもしれません。

やはり認可保育所というのはとても重要で、家庭は共稼ぎが多いですから、保育所を探してから住まいを考えると、若い世代では優先度が高い、自分の住まいの選択になってきますので。例えば北部地域への世帯の誘導ということも考えられます。

**○児童保育課長** 確かに、私も以前、まちづくり部門におりましたので、北部地域への誘導というのは非常に大きな課題になっているという認識はもっています。保育所につきましても、北部地域には保育所は非常に多くある状況ではございます。ただし、今年度に限って言いますと、そこも非常にいっぱいな状況でございまして、近々の課題としては今回、待機児童数が三桁になってしまったという非常に大きな要因がございまして、平成27年度早々も恐らくこのペースでいくと、新規の申請も増えるでしょうし、需要も高まるであろうということから、今回は早目に開設をさせていただければということでご提案をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

**○樋口委員長** 第17号議案についてのご質問、ご意見はございますか。

**○和田教育長** 今回初めて駐車場ができるのですが、この駐車場の使用料について、算出の基礎は概ねどのようなものを参考資料として用いているのでしょうか。

**○青少年・スポーツ課長** 概ね人に係る経費と、物に係る管理費、金利の状況等を考慮して積算したもので、決定させていただいた主な状況としましては、近隣区では葛飾区、北区、板橋区が駐車場の使用料を徴収していますが、こちらは500円を徴収しているということと、荒川の河川敷の近隣のところは無料ですが、台東区の場合は誘導員を特に重点的に置かなくてはならないという、経費がかかるという事情も勘案して、有料で500円という形にさせていただいたというところでございます。

**○和田教育長** 今回の駐車場については、以前から利用者からは要望があったと思うのですが、利用上の様々な制約や経費との関係ではどの程度のものを見込んでいますか。

**○青少年・スポーツ課長** 売り上げとしては、今年度は補正予算の歳入で上げさせていただきました110万円を見積もらせていただいております。利用状況にもよると思うのですが、こちらの施設は休日ですと8割程度の使用が見込まれるということと、1単位につき3台程度はご利用いただけるかと考えて見積もらせていただいたところでございます。

**○和田教育長** わかりました。

**○樋口委員長** 3台程度の利用を見ているというと、24掛ける3掛ける8割が休日のときの利用という話ですか。

**○青少年・スポーツ課長** 24掛ける3ではなくて、1単位につき3台なので、2時間につき3台ぐらい使われるのではないかとということです。

**○和田教育長** 2時間で3台ですか。

**○青少年・スポーツ課長** 2時間につき、サッカーと野球で3台ずつの計6台、午前、午後

午後の2とを合わせまして、3交代できますので、3回転するという事です。よって6台を3回転するという形で、18台の8割程度が見込まれるのではないかとということです。

○高森委員 1台当たり1回全て500円ですからね。

○和田教育長 朝は5時半から開けますよね。朝に駐車して、1日500円だからしばらくいやという話になると、なかなか空きが出ないことになりますね。スポーツ施設を利用する人だけを対象にするのは合理的かもしれませんが、それらを守っていただけない方も来るとしたら、500円が1日になる可能性があります。

○青少年・スポーツ課長 この施設は体育施設の野球場かサッカー場を借りるときにのみ駐車券を渡して、そちらの方のみが利用できるということです。

まず、利用方法をご説明させていただきますと、まず、体育施設の野球場、サッカー場をお申し込みいただき、青少年・スポーツ課に料金を払いに来ていただくのですけれども、その際に利用証とあわせて駐車場利用の券をお渡しします。それで、使ったところだけ、現地で1台につき500円を払っていただくという形にさせていただきたいと思います。

○垣内委員 そうすると、駐車場部分はほぼ満車でずっと使うということなのではないでしょうか。あいたスペースは何か有効活用とかお考えですか。

○青少年・スポーツ課長 野球場、サッカー場、それぞれについて最大6台までは一応使えると考えて、入れ替えも合わせて24台という形にさせていただいております。基本的に体育施設の利用者のみが見える部分ですので、何かに利用することは特段考えておりません。

○生涯学習推進担当部長

補足します。24台分の駐車場はあるのですけれども、基本的にお使いいただくのは半分の12台に抑えようということです。野球とサッカーで6台・6台の12台は駐車できるけれども、残りの12台分はあけておきます。そうすると次の使いたい人が入ってきたりするので、一度に24台分が全て埋まってしまうと、駐車場へ行く手前のところで大混雑になるだろうということで、半分の利用にしようということですね。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○生涯学習推進担当部長 なぜそんなことをするかというと、アプローチの道路がクランク状になっており、当然、誘導員は配置するのですが、出る車と入る車が交錯すると大変なことになるというので、そういった整理をしようということになりました。

○末廣委員 ウィークデーは駐車場として開放しないということですか。

○青少年・スポーツ課長 そのとおりでございます。理由といたしましては、ウィークデーはこの施設は利用率が低く、ニーズがあまりないということもあります。また駐車場をあけると誘導員を置かなくてはならず、経費面からも土日・休日のみとさせていただきました。

○和田教育長 アプローチ部分は鋭角に切り返しが必要なところなので、当初は混乱も考えられます。そういう点では十分に神経を使って混乱のないようお願いをしたいと思

ます。

○樋口委員長 ほかに何かございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、改めまして、第15号議案及び第17号議案について採決をいたします。

これより第15号議案及び第17号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、本件については原案どおり決定いたしました。なお、報告事項の児童保育課のカ及び青少年・スポーツ課のツについても、報告どおり了承をお願いいたします。

### 第16号議案

○樋口委員長 次に、第16号議案を議題といたします。学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、第16号議案、東京都台東区小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本案は、学校医等の公務災害に関する休業・傷病補償等の算定に係る補償基礎額について、一部改正するものでございます。

今般、都の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、学校医等の給与補償、傷病補償などを積算するための基礎額としている都条例が改正されたことに伴いまして、別表の補償基礎額表を改定するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。改正内容は2点でございます。1点目は、別表の補償基礎額表を改定するもので、それぞれ職種別、経験年数別に定められております補償基礎額につきまして、表のとおり改正するものでございます。学校医・学校歯科医については、経験年数5年未満は据え置きで、5年以上20年未満の三つの区分で減額となり、減額幅は20円から26円、20年以上の二つの区分で増額となって、増額幅は413円から439円となっております。次に、学校薬剤師につきましては、経験年数の全ての区分で減額となりまして、減額幅は6円から26円となっております。

2点目は、1ページ目から2ページ目におきまして、経過措置を定めているものでございます。改正条例の適用につきまして、補償の事由が生じた日、適応日、条例の施行日との関係で経過措置を設けているものですが、増額改正につきましては、適応日に遡ります。また、減額改正については施行日以降、またこの間支払われたものについては内払とし、精算をするというものでございます。

説明は以上でございます。本件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

どのような積算の根拠で額を下げる、ないしは上げるということなのでしょうか。

○学務課長 診療報酬などの動きもございますし、東京都条例等、大もとのところの改正を受けて、そのままそれを根拠にしておりますので、スライドして改正するものです。もともとが平成14年まで東京都事業としてやっていたものを区が引き継いでおりますので、連動するという考え方で改正をしております。

○樋口委員長 パーセンテージとしての何%の改正というのは、それぞれのこの補償基礎額については、他区にそろって習ったということになるのですか。

○学務課長 もともとが労災などで、賃金構造基本統計調査のデータなどで、その年齢階層ごとの分布を求めて、その低いほうの5パーセントの水準値を最低限度、また高いほうの5パーセントの水準を最低限度とするような、そのような考え方でございます。

○樋口委員長 わかりました。ほかに、ご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、採決をいたします。本件については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第16号議案については原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 学務課 ア

○樋口委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いします。

初めに、学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、アの平成26年度台東区歯の優良児童生徒の表彰の実施についてご説明いたします。6月4日から、歯と口の健康週間にちなみまして、例年、歯の優良児童生徒の表彰を行ってございます。本年度も別紙資料裏面の名簿のとおり、学校長より報告があったところでございます。

表彰の趣旨は、歯の衛生状態が優良な児童生徒を表彰し、歯の衛生について関心を高めることにより、健康の保持増進を図るというものでございます。

対象学年は、小学校6年生、中学校3年生でございます。優良者は、治療した歯がなく、虫歯が全くない者で、かつ歯の衛生状態が最も優良な児童生徒でございまして、各校から2名ずつ計52名の推薦をいただいております。

準優良者につきましては、治療した歯がなく、虫歯が全くない者ということで、今年度は、小学校6年生で294名、中学校3年生で116名という状況でございました。

なお、優良者の表彰式につきましては、6月13日、金曜日、午後3時から1003会議室におきまして、樋口教育委員長、両歯科医師会会長などのご出席をいただいて、執り行う予定でございます。

準優良者の表彰は、各学校において、学校長より賞状を授与していただきます。

小中学校26校につきまして、学校長の報告どおり表彰してよろしいか、ご協議をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 これは、各年で少しずつこういう方が増えているのか、それとも例年同じくらいなのか、そういった傾向はありますでしょうか。

○学務課長 小学校ですと、今年が31.9%、昨年30.8%、平成24年は32.7%です。中学校は、今年が16.4%、昨年が21.8%、一昨年は18.9%でございますので、毎年少しずつ変わっておりますが、中学校で20%前後、小学校で30%前後という状況でございます。

○樋口委員長 優良の逆で、むし歯が多いなど、その統計はあるのですか。学校から指導しないとならないような状況はありませんか。

○学務課長 手元に資料がございませんが、この健康診断の結果、虫歯の可能性のあるものについて結果を保護者に送りますので、その辺りについては調べておきたいと思えます。

○樋口委員長 ほかに、ご質問はありますか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 指導課 イ

○樋口委員長 次に、指導課のイについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、イの教科書採択における調査研究の基準についてご説明いたします。現在、関係の作業委員会を立ち上げたところでございますが、教科書採択のための調査及び資料作成について、どのような観点で教科書の中身を調査すべきかという、調査研究の観点や基準についてご協議いたしたく存じます。

資料2のA3判の資料をご覧ください。

まず、1枚目でございますけれども、こちらは教科書採択の調査研究の内容を資料として作成していくための様式となるものでございます。表の左側、縦の項目が調査をしていく項目となっております。こちらは一般的な項目でございますので、前回までこのような内容で行ってきたものでございますので、様式としてお示しをさせていただいております。これだけでは具体的に何を、どこを見ていくのかという観点が示されておりませんので、もう少し細かい観点を示し、調査を指示する必要がございます。おめく

りいただきまして、資料の2枚目をご覧ください。

左側2列目、ゴシック体で表しているところが具体的な観点の案となります。この資料では、前回の教科書採択までの観点を事務局案として入れさせていただいたものでございます。これに基づいて、実際の調査作業を進めていくこととなります。

まずはこの観点でよろしいかどうかを本日、教育委員の皆様にご検討いただき、ご確認、ご了承をいただきました後、教科書採択調査研究委員会及び資料作成委員会に作成指示、依頼をする予定でございます。これらの観点でございますけれども、具体的にどのような調査、どういったものを見ていくのかというイメージを事務局で作成いたしました。次の3枚目の資料をご覧ください。意見欄でございますけれども、こちらのゴシック体の文章が、このような形で資料を作成していこうというイメージでございます。

内容は、小学校6年生の算数・理科をイメージしておりますが、例えば一番上の「内容」というところで「正確で公正な内容」というところはどう見ていくかということ、例えば一番上の黒丸の単元の問題数やレベルに偏りが無いのか、領域によっては、量的に偏りがあるようなものの中にはあるのではないかなどというところを見ていくということです。

また、「児童の発達段階に対する配慮」ということでは、身近な動植物の観察の場面で、3年生として観察していく昆虫や植物が、それが妥当であるかどうかということや、「主体的な学習を促し学び方・考え方の習得が図られる配慮」では、身近なものを想起させ自ら課題を見つけられるようにしているなど、より調べてみたい、やってみたいという意欲を喚起している工夫になるだろうと思います。

また、「基礎、基本の確実な習得を助ける配慮」ということでは、例えば単元末にまとめの問題が用意されていたり、あるいはチェック欄があり、必ず単元末で基礎・基本の内容を抑え、その整理ができるような工夫がされていたり、それが何ページあるかというような中身を見ていくということが考えられます。

次に、「構成及び分量」でございますが、例えば「内容の組織、配列、発展性、系統性に対する配慮」では、つまずきの多い「小数の計算」にページ数を多くとっている教科書、あるいは、実験器具や理科室の資料が学年で重ならないような工夫、例えば3年生から6年生までで同じ時期に理科室を使うような実験が重なっていると、実際使えないということもございますので、そういった部分はどうなっているかということもあるかと思います。また、「教科の特質に即した主要教材、補助教材等の配慮」については、理科では、「アルコールランプ」から「ガスバーナー」を、そして「実験用コンロ」と、段階的に実験器具の使用を考えている、配慮しているということもあるかと思います。

また、「表記及び表現」につきましては、例えば問題文やまとめの部分においては、線で囲んであったり背景を塗り潰すなど、目立たせているものや、あるいはノートの使い方を載せているところでは、一般に子どもたちが使っているノートのマス目の数と一致させてわかりやすくしているところもあるかと思います。

また、「使用上の便宜」というところで、「全体の構成が見渡せる配慮」としましては、

例えばガイダンスのページを設けていて、記号の意味や自学自習の仕方を示しているところ、あるいは課題を示しているページと、その答えのページが違うページにあり、めくらないと答えが出てこないという配慮をされている箇所が何カ所あるかなど、そういったところを調べるという部分が出てくるかと思われまます。

このような形で観点を示して作業を進めていただければということで、ご検討をいただきたくお願いをいたします。

次のページでございますけれども、こちらが特別支援学級で使用する教科書採択の様式となっております。通常学級で使用する文部科学省の検定本と異なり、児童の発達段階や障害の状況に応じて、一般図書を教科書として採択をしていくため、内容・構成上の工夫、その他という3点で調査をしてみました。

また、調査研究の作業から考えまして、東京都から毎回示される特別支援教育、教科書調査研究資料というものがございます。そちらの項目と合わせておりますと、より正確に、かつ効率的に調査・研究・資料作成ができることも一つの理由と考えてございますので、項目は少ないところではございますが、一般図書の調査としては概ね対応していけるものと考えてございます。

最後の5枚目でございますけれども、こちらは「構成上の工夫」というところで3点、このような観点を調査・資料作成をお願いしていくという案でございます。この部分につきましても、この案でよろしいかどうか、ご審議をお願いいたします。

説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

○和田教育長 この教科用図書資料作成委員会から調査研究委員会に上がる資料については、私ども教育委員がそれぞれ個々に教科書を見ていく際、参考になると思っておりますけれども、従前、これまでの教科書採択の際に、この資料作成委員会からの報告様式について、個々に基準を示さないまま立てていて、何か不都合などがあつたら教えていただきたいと思ひます。

○指導課長 実際、採択のご検討をいただく際には、やはり同じ観点で、同じ視点で各社の教科書を見て比較検討をしていく必要があります。やはり調査をしていく観点を明確にして資料を作成していただくということになります。このA3判の資料の様式でございますが、各社が横並びで比較できるような様式になってございますので、より委員の皆様方にご検討していただけるような様式として工夫をしたところでございます。

○和田教育長 資料作成委員会の調査の内容について、特定の方向に誘導しようというような、そういう心配は必要ないですね。

○指導課長 それは全くないと認識しております。

○樋口委員長 様式2の欄の一番下の地域性のところについて、少しわかりにくいと思ひます。地域性の次の欄が、「教育目標、教育方針などの地域性」となっています。ところ

が例では、台東区の施設や土地を取り上げた説明や写真がある、観察できる動植物が台東区でも見られるものを取り上げているとあります。これは3番目の内容をつくるならば、この台東区の子どもたちが身の回りでこの教科書の内容について触れやすいと書かないと。

○指導課長 委員長が今ご指摘のとおりでございまして、少しわかりにくい項目になっているようでございますので、もう一度、調査・研究の際には私どもから説明を加えてと思っておりますが、やはり直接体験で重要性だとか、あるいは地域を活用して、あるいは地域に愛着を持つとか、あるいは台東区ならではの伝統だとか歴史だとか、そういったものに触れていくというのは、これは教育ビジョンでも示しているところでございますので、教育目標や区の基本方針の流れの中で、こういった記述があるかどうかという部分で調査を依頼をしていきたいと考えてございます。

○樋口委員長 この項目プラス特別支援学級用の教科書の欄に対して、構成上の工夫をしますのでけれども、逆にこの本の特徴を比較をさせていただければと思います。これはみんなある一定の項目について横並びである。逆に、他に対してこれが優位だと、利点があるというのを探していただくと、よりわかりやすくなるのですが。

教科書を書いている方は、この教科書をつくることによって子どもに伝達したいのだという思いがあるはずなのです。その辺りをこの欄にプラスできればやっていただければと私は考えます。

○指導課長 その他の欄も設けてございますので、その辺りの指導側に立った際に、ここをぜひというようなポイントは、わかりやすい形でその他に記載をしていくようお願いをしていきたいと考えてございます。

○樋口委員長 ほかに、何かございませんでしょうか。

○高森委員 調査研究の基準というのは、以前も同じような形だったのでしょうか。

○指導課長 4年前の前回におきましても、同じ観点・基準でございました。

○高森委員 その審査の結果というのは、各出版社に伝えられるのだと思うのですけれども、通った出版者はいいのでしょうかけれども、もし通らなかった出版社には具体的にどこが問題だったかと通知をするのでしょうか。

○指導課長 特にこちらから採用・不採用の社に連絡するということはございません。ただし情報公開請求があった場合に、これは時限秘となつてございますけれども、請求があった場合には、この報告書もその対象になるということでございます。

○高森委員 例えば前回、情報公開請求をした会社があつて、それが今年またエントリーした場合に、その辺りの改善点についての前回との比較は私たちはできるのでしょうか。以前この部分が足りなかったというところが、新しい教科書採択のときに、そこがどう改善したかというところです。

○指導課長 前回との比較までは今回の調査の対象にはなっていない状況でございます。

○高森委員 調査の基準のところ具体的に挙がってこない部分もあると思うのですけれども、特に内容の一番上の部分については科目によってはかなり難しい判断が迫られると

ころがあると思います。そういったときにこちらの検討の基準のようなものは何かあるのでしょうか。

○指導課長 委員ご指摘のとおり、事務局案を作成している段階でも、やはり教科によって、資料の中の情報が、項目によって、教科によって違ってくるだろうとは思っております。ただし、あえてあまり必要のない情報までも、その枠を埋めるということだけを目的にしてつくりますと、かえってわかりにくくなることもございまして、比較はしていただきたいということを明確に示しながら、教科の特性で見ていただくということを事務局としては考えているところでございます。

○末廣委員 この調査研究の報告はいつごろ出ますか。

○指導課長 最終的に、この調査の資料が出てから教育委員の皆様のお手元にお届けできるのは7月の教育委員会定例会の予定とさせていただいております。

○樋口委員長 内容について、各委員が教科書を読んで査定するわけですが、項目としてはよろしいですか。納得いただければいいです。それぞれの教科書を読む場合に、この辺りのチェックで参考になる十分な情報が得られるということになれば、これで一応承認ということになります。

○和田教育長 言わずもがなではありますけれども、その他の項目、欄も付記しておいたほうがいいですね。特に特徴的な部分、意見があればということで、そこをお願いしたいと思います。

○指導課長 そのようにさせていただきます。

○垣内委員 1点確認ですけれども、基本的に全て必要な情報が含まれているということは、この内容欄なのか構成及び分類欄なのか。書き込まれている情報量が、基本基準を満たしていると思われるのですけれども、そこを確認すると同時に、過不足なく書き込まれているといったようなところはどこで確認しましょうか。

○指導課長 特にどの教科も、ここはというものの項目は観点でございましてけれども、一つは内容の部分の構成とか発達段階というのは、これはもう学習指導要領に沿って当然検定をとっておりますので概ね満たしていると思うのですが、3番目の主体的な学習を促すのか、あるいは考え方、考えるということ、思考力・判断力、そういうものを喚起するとか、あるいは当然、基礎・基本の確実な定着のため、こういったあたりはどの教科においてもしっかりと調査をしていただくようお願いをしてきたというところです。

また、その構成及び分量の部分についても、例えばそれぞれの教科の領域のバランスや、課題の数などもよく調べていきますと、教科書会社によってかなり違う部分もございまして、そういったところはしっかりと事務局からも調査のお願いをしていきたいと考えてございます。

そういったポイントにつきましても、また採択の検討の中で、私どもから改めてご説明をさせていただこうと思っております。

○樋口委員長 他にございませんか。

それでは指導課のイについては協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 生涯学習課 ウ

○樋口委員長 次に、生涯学習課のウについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、ウの学校法人上野学園石橋メモリアルホールが実施いたします「ピアノと打楽器が出会うとき」に対する教育委員会の後援につきまして、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

上野学園石橋メモリアルホールは、これまでも各種のコンサートや学習プログラムを開催し、教育委員会に後援を受けて実施しているものも多くございます。今回の事業は、6月26日の木曜日に、上野学園大学のアーティストと、ニューヨークで活躍する打楽器奏者が集い、普段耳にする機会の少ないピアノと打楽器の演奏を行うものでございます。区民の音楽文化・生涯学習の振興に寄与するという観点から、本件後援につきましてよろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは生涯学習課のウについては、協議どおり決定いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (4) 青少年・スポーツ課 エ

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のエについて、青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、エの体育施設の事前使用承認についてご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、保健サービス課より、乳がん検診の会場として、会議室等に事前使用承認申請がございました。また、松が谷福祉会館より、松が谷福祉会館ミニ・レクリエーションの会場として、第二競技場及び会議室の申請がございました。さらに、台東区体育協会より、ジュニア100m走講習・測定会の会場として、陸上競技場及び体育準備室の申請がございました。

続きまして、荒川河川敷運動公園運動場につきまして、足立区観光交流協会より、第36回足立の花火の会場として、野球場及びサッカー場の事前使用承認申請がございました。足

立の花火の概要につきましては、次のページのとおりでございますので、ご参照いただければと思います。

次に、柳北スポーツプラザにつきまして、保健サービス課より、地域の中高年の方々に、体操による体力づくりの促進のための「若返り体操広場」の会場として、アリーナの事前使用承認申請がございます。また、アスク浅草橋保育園より、運動会の会場としてアリーナの申請がございます。さらに、児童保育課より、浅草橋こどもクラブの夏休み父母会共催イベントの会場として、スポーツ大会等を行うためにアリーナの申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

使用料はどうなっていますか。

○青少年・スポーツ課長 台東リバーサイドスポーツセンターにおきましては、保健サービス課、松が谷福祉会館の利用は、公用ですので使用料免除という形になります。

○樋口委員長 荒川河川敷運動公園運動場の場合はいかがですか。

○青少年・スポーツ課長 荒川河川敷の足立区観光交流協会につきましても、使用料は免除という形になっております。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは青少年・スポーツ課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイウ

○樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。

初めに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 最初に、アの教育委員会制度改革に関する国の動向について、ご報告させていただきます。資料5をご覧ください。

教育委員会制度改革を柱といたします地方教育行政法の改正案が今国会に提出されてございます。5月20日の衆議院本会議で可決され、現在参議院で審議中でございます。国の予定では、今国会に成立する予定で審議を進めているところでございまして、今国会で成立いたしますれば、平成27年4月1日から施行という予定で進んでいるところでございます。こういった動きがございまして、今回報告をさせていただくものでございます。

初めに、項番1の制度改革に至る経緯についてでございます。現在の教育委員会制度に

つきましては、従前から幾度かの改正の検討が重ねてこられたところでございます。今回の議論は、平成23年10月に発生いたしました滋賀県の大津市のいじめ事案がきっかけになり、見直しの議論の高まりにつながったものでございます。現行の教育委員会制度につきましては、「権限と責任の所在が不明確であること」、「教育委員会の審議等の形骸化が進んでいること」、「迅速性・機動性の欠如があること」などの課題がこの議論については指摘されているところでございます。

次に、項番2の改正案の内容についてでございます。この度の教育委員会制度改革につきましては、大きく三つのポイントがございます。

1点目は、新「教育長」の設置でございます。現在の教育長と教育委員長を統合して新教育長とし、自治体の首長が任命・罷免を行います。これにより、責任の所在を明確にするとともに、教育委員会が迅速かつ的確に動けるようにという目的のものでございます。

2点目は、教育委員会の位置付けについてでございます。教育委員会はこれまでどおり「執行機関」として教科書採択や教職員人事などの権限がそのまま残されるものでございます。これにより、教育の政治的中立性や継続性、安定性を引き続き確保していくものでございます。

3点目は、「総合教育会議」の設置でございます。「総合教育会議」は首長が主宰いたしまして、首長、教育委員会等が構成メンバーになるものでございます。総合教育会議では、教育行政の基本的方針となる「大綱」を策定し、予算や条例提案などを首長の権限に関する事項などを協議いたします。

最後に、項番3の国の動きと今後の予定でございます。冒頭の説明と重複いたしますけれども、資料にあるような経緯で今後の動きが国では予定されているところでございます。裏面の中ほどに、教育委員会制度改革のイメージということで、現行制度と改革後のイメージをお示ししてございます。

次に、この区民文教委員会における報告事項について、ご報告をさせていただきます。資料6をご覧ください。

去る4月25日に、例月の区民文教委員会が開催されました。教育委員会からは2件の報告案件を提出いたしました。

1点目が、平成26年度小・中学校並びに幼稚園及び認定こども園の学級編制についてでございます。今年度当初の各校・園の学級数、児童・生徒数、園児数などを報告したものでございます。各委員からは、中学校の選択制、幼稚園の入園状況、小学校の特別支援学級の人数の状況などのご質問がございました。また、特色ある学校づくりの内容についてのご質問もあったところでございます。

2点目が、台東リバーサイドスポーツセンター体育館付設食堂出店事業者の公募についてでございます。これにつきましては、各委員から食堂のような形式にとらわれず、コンビニのような対応でもよいのではないかというご意見が出されたところでございます。具体的な審議のやりとりにつきましては、資料をご参照いただければと存じます。

次に、最後になりますが、ウの後援名義の使用についてご報告をさせていただきます。

継続の取り扱い分ということで、庶務課取り扱い分が6件、児童保育課取り扱い分が1件、教育改革担当取り扱い分が1件、生涯学習課取り扱い分が2件、青少年・スポーツ課取り扱い分が4件、合計で14件の申請がございました。いずれの案件も適正と思われるので、後援名義の使用について了承としたいと考えてございます。

3点についてのご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 教育長報告という案件の中で私からというのはちょっと申し訳ないのですが、資料5の表現で、1番の改革に至る経緯の2行目、「翌年の報道を契機に教育委員会の隠蔽体質が厳しく問われた」とありますけれども、これは教育委員会全般のように聞こえますが、これはあくまでも同市の教育委員会の隠蔽体質が厳しく問われたということなのでしょうか。

○庶務課長 説明の言葉がちょっと不足してございまして、申し訳ございません。ただいま教育長からご指摘がありましたように、大津市の教育委員会の体質を問うたものでございまして、日本全国の教育委員会は概ね適正に運営されている状況の中にあって、特に当該市の教育委員会のあり方について厳しく問われたということでございましたので、少し言葉が足りませんで申し訳ございませんでした。

○和田教育長 少なくとも台東区教育委員会は、こういうことはありませんということで表現をお願いします。

○末廣委員 いわゆる新教育長が設置されるという、従来の教育長と教育委員長が一体化するということですが、大津市が問題だったのかはわかりませんが、ほかの教育委員会では極端に言えば教育長と教育委員長とで意見が違うとか、そういうことがあるので一本化したのか、その辺りの経緯はわかりますか。

○庶務課長 国のこの法案の趣旨では、教育委員会をめぐるさまざまな課題、いじめですとか体罰ですとか、そういったことに関して迅速に、かつ責任の明確化をより一層図っていきたいということで、責任の所在が首長、それから新教育長、それから教育委員会というラインで、明確に責任の所在が一元化されるようにという趣旨での法案の構成となっていると認識してございます。

ただ、これにつきましては、23区の教育委員会庶務担当課長会でも、この法案については、ただいまいろいろと意見交換がされているところでございまして、実態としては私も台東区教育委員会と同様に区長部局と教育委員会が連携、協力体制を一丸となつてつくって教育行政を推進しているので、なかなか形をこういうふうに変えるといつても、実態としては23区の教育委員会、良好な形で運営をしておりますので、この辺りについては各区が国の動向を見ながら、さまざまな意見交換、情報交換をして、23区としての教育委員会制度のあり方について、さらに制度がどのように変わろうとも教育委員会の公正性・中

立性を保って、各区の子どもたちの教育・保育の環境がさらに向上していくようにということ、23区の教育庶務担当課長会でも今、議論を進めているという状況でございます。

○末廣委員 資料の裏面ですが、総合教育会議という新しいものが設置されるということで、この会議を設置する大きな目的は何ですか。

○庶務課長 総合教育会議の位置付けでございますが、自治体の首長の直轄に置かれるという位置付けでございますので、自治体の首長の意向・考え方を直接強く反映するという趣旨でございます。

○末廣委員 それは、首長が会議をもつ必要があると感じたときに会議を招集するということですか。

○庶務課長 総合教育会議につきましては、条例等により定期的にも開催することも可能でございますし、首長の発案に基づき随時開催することも可能という法律構成になってございます。

○高森委員 今、首長がこのような形で総合教育会議を開くのと同時に、教育委員会は教育委員会で会議を取り持つと思うのですが、この総合教育会議では首長の意向を伝えるのでしょうか、それともここに書いてあるように基本方針となる大綱の策定、予算、条例提案などの権限に関する事項等の協議の対象ということですから、首長の政治的な意向を私たちは聞くわけではないのですよね。政治的なことはここには一切入らないということの条件で、この総合教育会議というのがあるという判断でよろしいでしょうか。

○庶務課長 高森委員のご指摘のとおりでございます。ただ、自治体の首長直轄の総合教育会議ということでございますので、首長から教育行政に対する要望や、提案などが出てくるということは理論上可能な形になってございます。

○垣内委員 まず1点、教育委員会の位置付けで、教育の政治的中立性、継続性、安定性を担保する必要がある事項については専権事項となっておりますけれども、これについては法律ないしは法律の解釈の中で、ここはそうだという具体的なものがあるのか、あるいはその都度決められる場合には、誰が最終的に判断されるのか。

もう1点は、やはり総合教育会議というのが、これまでの教育委員会とどう違うのか。法律ができてきますね、実際運営によって趣旨が変わってくることもあるとは思いますが、基本的に法律上の目的としては、ここにあるものをスムーズに読むと、今まで首長の権限に関する事項であったことを協議の対象にもするという事なので、非常に大きな、逆に教育委員会の発言権を少し高めるような方向にも動くのかなとも読めるのですけれども、その辺りはどのようになっていますか。

○庶務課長 まず、垣内委員の1点目のご質問でございますけれども、この改正案につきましては、ご指摘のような具体的な専権事項、こういった場合にこういったものが担保されるという具体的な記述というものはございません。この法律が成立いたしますと、通常のパターンですけれども、それに引き続いて政省令等で具体的な事案が決まってくるところですので、現時点ではプログラムの記載ということで改正案が出てございます。

それから、2点目の従来の教育委員会と、それからもし改革になった場合の総合教育会議の関係でございますけれども、総合教育会議を受けてさらに教育委員会を開催して、審議を深めていくというところがございます。これまでの教育委員会と同様に、総合教育会議に全てを諮って、その後に教育委員会においてくるというものではございませんので、先ほどの23区の課長会でのシミュレーション等をいたしましても、教育委員会の現在の審議のあり方がそれほど大きく変わるというところはないのかなと思います。ただ、特別に重要な事項、教育行政に関わる事項について自治体の首長から強い要望などがある場合に総合教育会議で議論を経た後に、教育委員会の中で個別・具体的な議論・審議をしていくという形になる部分があるところがございます。

当然のことながら、教育委員会の中立性、独立性、公平性ということがございますので、逆に教育委員会から総合教育会議へ教育委員会のスタンスを上げていくという点では、垣内委員がおっしゃるような教育委員会の存在価値が高まっていくという部分も当然あるというふうに想定しているところがございます。

○垣内委員 衆議院の文部科学委員会の質疑の中でそういうことに関して何か具体的に政府からの説明や議論は特にはないですか。

○庶務課長 衆議院におけるこの議論に関しましては、共産党から、このような形で教育委員会の中立性、公正性等が保たれるかどうか疑問であると。やはり、こういう形になると、自治体の首長の意向が強く働く懸念が大変あると。新教育長の任命についても自治体の首長の意思が強く働くというところで、従来の教育委員会の公正性、中立性というものが担保されるのかどうかという議論がございましたけれども、文部科学大臣の答弁等で、そういった部分については十分、総合教育会議の運営、それから教育委員会の現行のあり方等を踏まえた上で配慮を払っていくということで説明がございまして、衆議院は賛成多数で可決をしたところがございます。

○樋口委員長 ほかに、よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、庶務課のイについて、ご意見・ご質問はございませんか。

○和田教育長 リバーサイドの食堂の件について、その後、進捗はありましたか。

○青少年・スポーツ課長 今月20日までが公募期間ということで、募集させていただいたのですけれども、応募してきた業者はありませんでした。ということで、現時点では公募はないという形で食堂の運営も継続して中止している状況でございます。

今後につきましては、食堂の説明会には22社ほど来ていただいたので、そのところとどういった理由でだめだったのかということヒアリングさせていただいたのですけれども、なかなか集客の関係からすると、あそこに人を置いて、あそこで調理をして食堂を営むというのは、会社としては利益が計算できないという形で難しいというご回答をいただきました。

また、売店についてはどうかというご意見も伺ったのですけれども、やはりあそこには有

人で人を置いて売店をとというのはですと、現在リバーサイドスポーツセンターには飲料の自販機は大分充実しております、そちらで飲み物は買われるので、なかなか売店でも人を置いてというのは難しいかもしれないというご回答をいただいたところです。

今後につきましては、またやっていただけたところがあるか、食堂のあり方とか、利便性の関係で夏場ですとアイスクリームですとか、簡単な軽食ですとかの自販機等もありますので、その辺りの導入も合わせて検討していきたいと考えてございます。

○樋口委員長 例えばケータリング会社や、宅配ピザとか、ああいう注文制度では考えられませんか。

○青少年・スポーツ課長 そういったケータリング、お弁当の販売、手渡しについても検討していきたいと考えてございます。

○樋口委員長 スポーツの最中におなかがすくことはよくあります。この辺りは周りにコンビニも少ないので、単に窓口になって食べてもいいよというところまで広がっていかないとなかなか不自由だと思います。さもないければ、利用する場合には、ぜひお弁当をお持ちくださいと一切やめちゃうという手もありますけれども。

○青少年・スポーツ課長 それもあわせて今後検討させていただいて、またご報告させていただきたいと思います。

○樋口委員長 ほかにありますか。

(なし)

○樋口委員長 次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

庶務課取り扱い分の国際交流イングリッシュキャンプは、主催がどこかきちんと明らかにされていますか。

○庶務課長 主催者は、資料にありますように、宮城復興支援センター、NPO法人学割netというところでございます。これは去年から後援名義の使用ということで出てきたものでございますが、そのときにもこの主催者について、樋口委員長からご意見をいただいたところがございます、その点も踏まえて実施している活動内容、それからNPO法人としての信頼性、実績等について教育委員会のほうでもリサーチをさせていただきまして、十分な参加者数ですとか、活動の実績内容についてもリサーチをいたしまして、間違いのない団体だということで確認をとってございますので、今回も継続ということで挙げさせていただいたという次第でございます。

○樋口委員長 この事業者は正しいと信用しますが、復興支援の名のもとにいろいろ有象無象出てきますので、ぜひともそれはチェックの上お願いしたいと思います。

そのほか、ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 ご質問・ご意見がありませんので、それでは庶務課のアからウについては、報告どおりご了承願います。

## (2) 庶務課(事務局副参事) エ

○樋口委員長 次に、庶務課、事務局副参事のエについて、事務局副参事の報告をお願いします。

○事務局副参事 では、エの子ども・子育て支援新制度の対応について、ご説明させていただきます。資料8をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成27年4月からの開始が予定されております。小学校就学前の子どもと、その養育者に必要な支援を行うため、消費税率の引き上げ分などを財源に、子ども・子育て支援給付が行われます。給付は2種類で、児童手当として現金で給付されるものと、保育所などの入所という現物で給付されるものとございます。教育委員会では、この現物給付に伴う二つの新しい手続、新制度に伴う例規整備につきまして、その内容とスケジュールを実施に当たりご報告させていただきます。

まず、新しい手続の1点目でございます。項番1、保育の必要性の認定でございます。保護者が保育所などの施設を利用する際には、区に申請した上で保育の必要性の認定を受けなければならないとされております。この認定は、子ども一人一人について表の認定区分のとおり三つの区分で認定をいたします。事務の流れにつきましては、開始前の準備に当たる本年度につきましては、平成27年4月入園にかかる申し込み時期に合わせて認定申請をしていただき、その後、支給認定証を交付してまいります。

次に、新しい手続の2点目でございます。項番2、給付対象施設・事業の確認をご覧ください。施設や事業者は、新制度による給付を受ける場合には、人員配置・設備などの認可を受けていることを前提に、給付を受ける対象としての適格性を確保する観点から、会計処理や情報公開、保護者への支援などが適切になされているかといった、運営に関する点について区が確認を行ってまいります。この確認を行うための基準については、条例で定めることとなっております。内容につきましては、表のとおりでございます。事務局といたしましては、4月30日に公布されました内閣府令の基準と項目に従い、今後検討を加え、7月の定例会にその検討結果をお示ししてまいりたいと考えてございます。

次に、項番3、その他法令改正への対応でございます。新制度に合わせ、児童福祉法などの関係する法令が改正されております。これに伴い、今後、条例の制定や改正が必要なものについて主なものをご説明させていただきます。

(1)につきましては、児童福祉法の改正により、項番2の表にございます地域型保育事業について、区が新たに認可を行うこととなりました。そのための事業の設備及び運営の基準を条例で定めるものでございます。

(2)につきましては、同じく児童福祉法の改正により、区が新たに放課後児童健全育成事業、いわゆるこどもクラブの設備及び運営の基準を条例で定めるものでございます。

(3)につきましては、幼稚園と認可保育所で構成しております石浜橋場こども園の設置認可の根拠が、学校教育法・児童福祉法から就学前の子どもに関する教育保育などの総合的な提供の推進に関する法律に変わります。このため、地方自治法に基づき、公の施設の

設置条例を制定してまいります。

(4)につきましては、国の子ども・子育て会議において、利用者負担の上限が提示されたほか、これまでに応能負担や住民税での基準の導入が利用者負担には見込まれてございます。今後は保育料につきまして検討を進め、認定こども園、幼稚園及び保育所の保育料に係る条例の改正を図ってまいります。

最後になりますが、(5)の周知につきましては、子育て家庭の方には新たに要求される手続や従来の手続と変わる部分がございます。そのため、利用される区民や事業者に対して適切な周知方法を早急に検討し、広報だけではなく、利用希望者に個別に情報が渡るような工夫や事業者説明会等を実施してまいりたいと考えてございます。

裏面でございます、項番4、スケジュール(案)でございます。今までの項番1から3をこのようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。基準の制定につきましては、保護者や事業者、学識者が参加しております次世代育成支援地域協議会でご意見を聞いてまいりたいと考えてございます。その後、第3回区議会定例会におきまして、条例案の提出を行い審議いただきました後、公布させていただき、11月以降から各種手続を開始してまいりたいと考えてございます。

それ以外の細かな条例につきましては、条例の提出時期につきましても合わせて検討し、第3回区議会定例会以降に提出してまいりたいと考えてございます。

教育委員会に係る日程につきましては、次世代の協議会や議会の報告・審議内容の前にご審議いただくほか、条例の制定や改正などの意見聴取という形でお願いしてまいりますのでございます。

報告については以上でございます。

**○樋口委員長** ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

今の条例施行と制度施行というのは別ということなのでしょうか。制度施行は平成27年4月1日ですね。それで条例の公布は11月頃までに間に合わせるという、その辺りの説明をお願いします。

**○事務局副参事** まず、法律の施行は来年4月1日になってございます。よって、条例につきましても4月1日施行になってまいります。ただし、4月1日から営業を開始、また事業を開始するために、事前の認定や確認作業はしてまいりますので、法律の附則にそういった準備行為を施行日前からできるというような規定がございます。

**○樋口委員長** そうですね。そうしないと矛盾がありますね。

他に、何かありますか。

**○垣内委員** 保育の必要性の認定について、1号から3号までそれぞれメリットが違うかと思うのですけれども、3号認定が一番喫緊のものや、それぞれの認定による効果などについて教えていただければと思います。

**○事務局副参事** まず、2号・3号の部分でございますが、基本的に保育園に入っていらっしゃるような、ご家庭で保育をされるということではなく、施設や事業を通して保育をす

る必要がある方を子どもの年齢で分けただけのものになってございます。よって、特段の区分けではございません。

対して、3歳以上の方の教育ニーズに応じていくために、1号認定という、保育の必要はないけれども幼稚園などを希望される方という形の区分けになってございます。

○垣内委員 ということは、この認定を受ければ基本的に現金給付もしくは現物給付が受けられるということでしょうか。

○事務局副参事 まず、現金給付につきましては、中学校3年生までの児童手当という形になりますので、別に保育園・幼稚園ということではなく、0歳から15歳の方が全て受けられるものでございます。一方、現物給付は、施設に入所、あるいは事業を利用されることで給付を受け取るということですので、こちらは希望者のみになってまいります。

○垣内委員 現物給付のときは認定を受けなければいけなくて、認定さえ受ければそれに従った現物給付が受けられるという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局副参事 委員のおっしゃっているとおりでございまして、まず認定を受けてから給付を受けるという事務的な手続にはなりますが、基本はそういった施設・サービスをご利用になるという方が、この認定を受けていくということになってまいります。

○垣内委員 つまり、この基準だけだと保育の必要があるかどうかという客観的な基準であって、それに見合うだけの認定が下りてくるわけですがけれども、入園できずなかなか状況によってはうまく給付がなされないことも考えられるかと。そこのミスマッチはないのかなという部分でして、認定さえ受ければ現物給付はいずれなされるということなのか、そのあたりを確認したかったのですが。

○事務局副参事 申し訳ございません。こちらについては、前回の臨時会でご説明させていただきましたが、施設を希望される方のニーズにつきまして、平成29年までに待機児童を解消していこうという国の方針に従い計画を立ててございます。そのため、現在、待機児童が出ておりますけれども、これは平成29年に向かって解消していこうということになってございます。よって、認定を受けた方に対して速やかに施設等をご用意できるように、今後3年間で準備していきたいと考えてございます。

○高森委員 関連して、そのニーズ調査をされたときには、このことについては一切保護者が知らない状態での調査でしたね。今回、これが出たときに認定が受けられるのだったらうちも受けておこうという保護者が増えるのではないかと思うのです。認定証を貰えるわけですから、貰っていないよりは貰ったほうがいいという考えで。

例えば、家庭の中には子と別居していて、その子は台東区内のほかのところにおいて、別居しているのであれば認定を受けられるのではないかということで、そこで希望して新たにまた入園・入所を希望するような家庭が増えるということもあるような気もしますが、そのような予測は立てられているのでしょうか。

○事務局副参事 まさしく高森委員のおっしゃるような面というのも視野に入れていかなければならないと考えております。今回の認定につきましては、まさしくこの新制度を開

始するためのセットアップの時期に入っておりますので、人口から言うと7,000人弱になりますが、この方たち全員が認定を受けたいとエントリーされることも考えられます。

ただし、現在ご家庭で保育をされている方、もしくは海外に行かれる予定の方、そういった方につきまして、全くしていただかなくても問題のない手続でもございますので、お一人お一人にできるだけこの制度の認定申請の内容について広くご理解をしていただいて、保育の必要性を証明するための書類も、もしかすると有料の書類もあるかもしれませんので、こういった部分で、今すぐ入園しなければならないというわけではない方でありましたら、こういった手続が、その入園を希望されるときに一括で取り行えるような、そういった仕組みにしていきたいと考えてございます。

○高森委員 国としては就労支援ということで、共稼ぎを進めていくような方向に動いていますので、こういった形でもし認定を受けられるのであれば、私も仕事に行こうかという家庭も当然出てくると思います。世の流れが変わっていることについていけないようなことがあると、ちょっと心配かなとも思います。

○樋口委員長 人数の制限や上限はあるのでしょうか。申請されたらしかるべき認定基準に従って審査をすれば、何人でも、7,000人認定するのも不可能ではないということですか。

○事務局副参事 おっしゃるとおりでございます。

○樋口委員長 その財源は、政府がどのくらい負担するのですか。

○事務局副参事 現在、消費税率の増税分を充てるということで、目指しておりますのは1兆円規模でございます。ただ、現在確保できると推定されているのが0.7兆円といわれてございます。その不足分をほかの財源でということは、政府が公表している部分でございます。

昨日の子ども・子育て会議にも出ておりましたが、今後、施設に支払われる公定価格が実際どこまで上がっていくのかというのが、今後国の予算に合わせて毎年決定されるということでございます。この辺りは注視していきたいと思っております。

○高森委員 区民への周知をしっかりとしていかないと、混乱を招く恐れがあります。保護者はこのことを言われても何のことかわからないこともあると思うのです。必要であれば個別に窓口で相談を受けるような対応もとっていただきたいなと思います。

○事務局副参事 毎年、4月に入園される方の募集について、10月5日号の広報で周知をさせていただき、11月から受付を開始しております。この10月の広報の際に特集号を組んでいきたいということで準備をしております。

また、それぞれの入所要項に、この新制度についてのお手続のページを割いて周知をさせていただき、直接利用される方がその認定がきちんと受けられるような仕組みをつくっていきたいと考えてございます。

○和田委員長 今度の認定作業については、初回、初年度ということもあるので、該当する方全員が来るわけなのですからけれども、その面での事務の負担についてはどのような見方

をしていますか。

**○事務局副参事** 事務負担につきましては、現在、区立幼稚園につきましては学務課、保育園につきましては児童保育課で受付をしております。この2課で対応させていただきます。

また、それに係る事務経費につきましては、そのセットアップに係る費用というのが、いわゆる助成金がいまだ示されてございませんので、こういったものが特財として区が取りにいけるものなのかといったことも、今後の国から出る資料、もしくはQ&Aという形で自治体のほうから声も上がりますので、こういったところで確認していきたいと考えてございます。

**○樋口委員長** ないと思うのですがけれども、4月に要請があるまでに予算が通らないケースが国立大学であって、私が国立大学に非常勤で勤めているときに、給料が7月まで出なかったことがあるのです。動きだしてからでは大変なので、ぜひ制度を発足した場合には、予算は4月までに通してもらわないと困りますよね。

**○庶務課長** その件につきましては、介護保険と類似の制度になってまいりますので、認定を受けられた方お一人お一人の情報等、そういった方々がこのような施設をご利用されている状態などを一元的に把握する必要がございます。そのために、国のほうが全額費用負担をして、各自治体がこの新制度を管理していくためのシステムに関する経費をもっていただいておりますので、それを今、教育委員会の中でも本格稼働に向けていろいろな準備作業をしているところでございますので、その辺りもこの認定に間に合わせる形で遺漏がないようにやっていきたいと思っております。

それから、高森委員がご心配されているように、確かにこの新制度では、これまで認可保育所を申し込めない方も、例えば夜間に主に勤労されている方も認可保育所に申し込んでいいですよ、あるいは学校に行かれるので子どもを保育園に預けたいという方も可能ということで、非常に保育施設を使う方の範囲も広げているところがございますので、かなりの方が認定を受けにくることは想定してございます。

それから、先ほどの垣内委員の認定を受けることのメリットという点がありましたが、基本的にはこういった新制度の施設を利用する前提として、認定を受けていないといけないうことがありますがけれども、需要に対して供給のほうはまだ数年間は追いついていかないということがございますので、その辺りについては現行と同じように利用調整を区でさせていただくということが必要となってまいりますので、認定を受けたのだけれども実際のところはこのような施設が利用できなくて、待機という状態になるという方も出てくるということは現実的にはあると想定してございます。

**○樋口委員長** よろしいですか。

(なし)

**○樋口委員長** それでは、庶務課事務局副参事報告のエについては、報告どおり了承願います。

### (3) 児童保育課 オキクケコ

○樋口委員長 次に、児童保育課のオ及びキからコについて、児童保育課長、報告をお願いします。

○児童保育課長 それではまず、オの平成26年4月保育所入所状況について、ご報告をさせていただきます。資料9をご覧ください。4月の本定例会において速報値はご報告しておりますが、4月1日現在の入所状況が確定いたしましてご報告するものでございます。

まず、項番1、認可保育所入所状況でございます。公立11、私立10、こども園3園、こども園は長時間保育のみの人数でございます。一番下の合計欄をご覧ください。これらの施設の合計は2,157人で、前年比81名の増でございます。主な要因としては、たいとうこども園の開園によるものでございます。

資料2ページをご覧ください。項番2、認証保育所の入所状況でございます。区内・区外合計では373人、前年比33人の増でございます。主な要因としては、区内の認証保育所であるスターキッズ上野桜木保育園の開園によるものでございます。

項番3、認可外保育入所状況でございます。こちらは、保育室、共同型家庭的保育など、家庭福祉による保育でございます。合計では98人、前年比15人の減でございます。主な要因としては、竜泉保育室の廃止及び、はぐはぐキッズ浅草橋、シンシア保育園の開設の増との相殺減でございます。

以上、項番1から項番3の入所者の合計は、2,628名、前年の2,529名と比較して、99名の増となっております。報告は以上でございます。

続きまして、キの平成26年4月こどもクラブ入会状況について、ご報告をさせていただきます。資料11をご覧ください。

本年4月1日現在の入会状況でございます。全体の入会者数は960名で、前年度比60名の増でございます。前年に比べまして入会者が増えたクラブが12クラブ、定員がいっぱいのクラブが11クラブございます。これは、昨年度定員がいっぱいだったクラブの数から比較しますと、5クラブから11クラブに増えてございます。各クラブの詳細については、後ほど資料をご覧ください。と存じます。

こどもクラブの入会状況については以上でございます。

続きまして、クの区立学校長期休業中の児童館開館時間について、ご報告をさせていただきます。資料12をご覧ください。

本報告につきましては、子ども・子育て支援新制度におけるこどもクラブの受け入れ児童年齢の拡大を見据えまして、児童の居場所の一つとして児童館を活用することを検討している状況がございます。そこで、こうした状況を踏まえまして、児童館の開館時間を早める試行を実施することについて、ご報告するものでございます。

項番1の試行の背景でございます。ただいま申し上げた状況もございますが、現状として学校長期休業中のこどもクラブの開館時間が午前8時からであるのに対し、児童館は午

前9時30分からになっております。学校長期休業中については、保護者の心配事でもございます児童の居場所づくりが課題になっている現状がございます。

項番2の試行方法でございます。児童館が区内に7館ございますが、現在、社会福祉事業団を指定管理者として管理運営をしており、今回はその指定管理者の協力を得まして、学校長期休業中の児童館の開館時間を早めることを試行させていただくものでございます。

(1)の試行実施施設は、今戸児童館と寿児童館で実施いたします。

試行時期は、本年の区立学校の下記休業日以降の長期休業日で、施設の一部を午前8時から開放いたしまして、(3)のとおり指定管理者の職員が見守る体制をとってまいります。ただし、児童館本体の開館時間は、あくまで9時30分でございます。

本試行につきましては、校園長会等初め関係者に周知を図ってまいります。

次に、項番3でございますが、夏休みの本試行の結果を受けまして、今後の本格実施の必要性について検証してまいりたいと考えております。

最後に項番4、今後のスケジュールでございますが、政策会議、子育て支援特別委員会の報告を踏まえまして、関係者に周知し実施してまいりたいと考えております。

本件の報告は以上でございます。

続きまして、ケの東上野乳児保育園の指定管理者の選定について、ご報告をさせていただきます。資料13をご覧ください。

東上野乳児保育園につきましては、社会福祉法人康保会を指定管理者として指定しておりますが、本年度末で指定期間が満了となりますので、改めて指定管理者を選定するものでございます。

項番3をご覧ください。次期指定期間でございますが、来年4月から5年間でございます。

項番4の次期指定管理者の選定でございますが、区の指定管理者制度運用指針に基づきまして、公募型プロポーザルにより選定する予定でございます。その他、選定手続の詳細につきましては、資料のとおりでございます。

裏面をご覧ください。今後のスケジュールでございます。4月から公募を開始する予定でございます。その後、選定委員会を経まして12月に区議会で指定管理者指定の議決を得た上で、来年4月から業務を開始という予定となっております。なお、本件につきましても、6月の区議会、子育て支援特別委員会に報告をしてまいります。

東上野乳児保育園についての報告は、以上でございます。

続きまして、児童館の指定管理者の選定について、ご報告をさせていただきます。資料14をご覧ください。

区立児童館7館につきましては、指定管理者として社会福祉法人台東区社会福祉事業団を指定しておりますが、先ほどの東上野乳児保育園と同様、今年末で指定期間が満了いたしますので、改めて指定管理者を選定するものでございます。

項番3をご覧ください。指定期間は、来年4月から5年間でございます。

項番4の次期指定管理者の選定についてでございますが、区の指定管理者制度運用指針

に基づきまして、来年4月に新設される予定の（仮称）谷中児童館を含めた8館につきまして、一括して公募によらずに選定をしてまいりたいと考えております。公募によらずに選定する理由でございますが、指定管理者である社会福祉事業団は、これまでの実績や指定管理者の評価においても利用者の満足度の点で、水準以上の評価を得るなど、地域の関係機関と密接に連携し、子育て支援や児童健全育成の拠点として地域からの信頼を得ておりますので、資料に示しておりますとおり、指定管理者の管理運用指針における公募によらない選定の項目に合致するものと考えているところでございます。選定の手続につきましては、資料2ページに書いてあるとおりでございますが、公募による場合と同様の審査は実施してまいります。

最後に、項番5でございます。今後のスケジュールも、先ほどの東上野乳児保育園と同様のスケジュールでございます。

報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、児童保育課のオについて、ご質問はございませんか。

（なし）

○樋口委員長 次に、報告事項、児童保育課のキについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 こどもクラブの入会について、若干いつもよりも応募者が増えていると思いますけれども、今後の見通しについては何か逼迫している状況はあるのでしょうか。

○児童保育課長 今般、特にこどもクラブを利用される方は主に保護者の方が就労等で家にいらっしゃらない方がご利用になってる状況がございます。現状は、保育所の利用申請が非常に増えている状況でございますので、このまま保育所を利用されている保護者の方々というのはもちろん就労されていることとなりますので、そうすると今後、保育所の利用者の増加と比例する形でこどもクラブの利用者も増加するのではないかとこの予想は立てているところでございます。

○樋口委員長 ほかに、何かございますか。

（なし）

○樋口委員長 次に、報告事項、児童保育課のクについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 この試行の実施施設が、この二つの児童館に分かれている理由は何ですか。

○児童保育課長 今回、南部のほうが非常に利用者が増加している状況がございます、特に寿児童館と申しますか、南部のこどもクラブがかなりいっぱいな状況が生じております。そういった状況と、それから地理的な関係で北と南に1カ所ずつと、そういった観点からです。また、寿児童館については、こどもクラブ併設館、今戸児童館については単独館という違いがございます、それぞれそういった違い、立地、周辺の状況など、今後検証するためにこの2館とさせていただいたところでございます。

○垣内委員 閉館時間は何時なのでしょう。

○児童保育課長 午後6時でございます。

○垣内委員 これはほかと同じですか。

○児童保育課長 同じでございます。

○和田教育長 その二つの児童館とも社会福祉事業団が受託をして指定管理者ですが、そちらとの調整は円滑にいきましたか。

○児童保育課長 今回の試行につきましては、そもそも社会福祉事業団としても試行についていろいろ検討していた状況もございまして、今回につきましては事業団の了承ももちろん得た形になっており、事業団の経費は区から指定管理料をお支払いしている範囲内で対応していただくことで、了解を取りつけている状況でございます。

○和田教育長 非常に協力的にやっていただいたということですね。

○樋口委員長 児童館の利用制限で年齢はあるのですか。

○児童保育課長 18歳までは利用できる形になっています。

○樋口委員長 区在住者でなくても構わないのですか。

○児童保育課長 申し訳ございません、基本的な情報ですね。

○和田教育長 基本的には住所要件をチェックするわけではないですね。

○児童保育課長 利用の際にそこまでチェックをするということではございませんので、申し訳ございません、例規上の要件があるのかどうかまでは今、資料がございませんので確認できません。

○樋口委員長 東京都の図書館ですが、夏休み中に大きな問題があって、高校生などが勉強のために大挙して図書館に来るので、日曜日などは入場制限をして、在住者優先にしたケースがありました。18歳までならそうですけれども、浪人生などは区外在住でも勉強ができる環境を求めてきますので、席数に制限があると不自由が出てきます。区民の方が不自由になるケースがよくあるので、その辺りは、今年試行、スタートですから、考えながらやることになると思います。

○児童保育課長 大変失礼いたしました。児童館の条例上の規定でございます。利用者につきましては、区内在住の幼児から中学校終了までの者を主たる対象とするという形で、ただ、中高生タイム等も実施しておりますので、現状は中学生以上も利用している状況はございます。

○樋口委員長 基本的には区在住ですよ。わかりました。

ほかに、よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、次に報告事項、児童保育課のケについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 康保会は、何回ぐらい選定されているのでしょうか。

○児童保育課長 平成17年4月から指定管理者になっておりまして、1回目に最初の5年間をやりまして、次の5年間については継続の特例が区の運用指針上にございましたので、

そのまま康保会にお願いしていますので、今回の指定期間満了で10年という形になります。

○高森委員 それでまた公募となるのですね。

○児童保育課長 そういう形になります。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、次に報告事項、児童保育課のコについて、何かご質問はございませんか。

○垣内委員 公募によらずに選定という場合には、やはりいろいろな説明が必要だと思います。この指定管理の場合、サービスの向上も重要な要素ですけれども、もう一つ何かコストの削減という部分もあったかと思うのですけれども、サービスのほうは非常に良好かと思われそうですが、コストのほうはいかがでしょうか。また、全ての児童館を一括で管理するという事ですから、規模のメリットもかなりあるでしょうし、そのあたりはどのように運営されているのかということをご紹介いただければと思います。

○児童保育課長 社会福祉事業団で7館一括で、来年度以降8館という形になりますが、指定管理による取組みに対するいろいろな評価をしている中でも、やはり8館一括というスケールメリットは活かして、人事面などの対応は評価されている点はございます。

また、それにかかる事務経費や、その効率化も7館一括して行えるといった点での効率化は図っているという評価は出ているところでございます。

○樋口委員長 我々の権限として、こういった施設の管理について、教育委員会の役割はどのような役割なのですか。

○児童保育課長 今回挙げさせていただいた指定管理を受けている児童館と、それから東上野乳児保育園が指定管理の対象になっておりますので、基本的にこの選定作業については最終的には議会の議決によりまして、指定を決定いたしますので、権限としては議会のほうで決定権があるところでございます。

○樋口委員長 よろしいでしょうか。

コまで来ましたが、遡ってご質問があれば、出していただければと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、児童保育課のオ及びキからコについては、報告どおりご了承願います。

#### (4) 指導課 サシス

○樋口委員長 次に、指導課のサからスについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それではまず、サの平成26年度国際理解重点教育中学生海外短期留学派遣生徒選考結果等について、ご報告をさせていただきます。資料15をご覧ください。

今年度も、本事業の生徒派遣に伴い、各中学校の1年生を対象にご案内し、応募してき

た生徒を対象に選考を実施したところでございます。応募状況でございますが、今回は69名の応募がありまして、これは在籍者数に対しまして8.9%の応募となっております。

選考内容でございますが、第一次選考では、各教科の学習の記録や学校生活の様子などといった在籍校での様子や、海外派遣を希望した理由等の内容をもとに審査を行いました。また、第二次選考では、区教育委員会にて面接審査を実施し、派遣に対する意欲や関心を初め、積極性、協調性、意見の具体性など、個別質問とグループ協議を通して審査をいたしました。この2回の選考を経て、最終的に男子7名、女子10名、計17名を決定したところでございます。

派遣期間は項番3のとおりでございます。内容につきましては、項番4のとおりでございます。

決定いたしました派遣生徒につきましては、事前に10回の研修、また帰国後の事後研修と報告会、そして各中学校の文化祭などで個々の報告を進めてまいる予定でございます。毎回9月下旬に行っております報告会につきましては、昨年度は小学生にも開催案内を送付いたしまして、小学生、中学生、保護者の方々を含め、100名を超える方々にお集まりをいただきました。今年度も同様に、小学生への啓発も視野に入れ、案内を小学校にも配付し、報告会の開催について広く周知をしてまいる予定でございます。

デンマークの派遣につきましては、以上でございます。

続きまして、シの台東区いじめ防止基本方針案の概要と考え方について、ご報告をさせていただきます。資料16をご覧ください。

平成25年9月末に国におきまして、いじめ防止対策推進法が施行されました。既に昨年度、9月24日に開かれました本定例会におきましても、本法律の概要や対応等についてご報告をさせていただきましたが、その後、東京都におきまして、東京都いじめ防止対策推進条例が制定される予定でございます。これを受け、本区におきましても、現在事務局内では台東区いじめ防止基本方針を策定するための準備を進めております。この現在進めている概要等について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まずはじめに、国のいじめ防止対策推進法の内容項目を挙げさせていただきました。地方公共団体及び学校の設置者の責務や義務規定に関する項目をお示しさせていただいておりますが、東京都教育委員会がすべきものと、台東区教育委員会がすべきものが示されております。

特に第7条及び第8条の太枠のところでございますが、学校の設置者の責務として、いじめ防止に向けた取組みの内容を明確にすることが示されております。東京都の条例におきましても、国と同様に東京都の部分、第6条及び第7条の条例のところでも示されておりますけれども、これを受けまして台東区の指針においては、項番4のところでも未然防止策、そして項番5では早期発見の方策、そして項番6では、いじめへの対応強化というところの制度に関わる内容を中心に作成してまいりたいと考えてございます。

例えば、4番の未然防止に向けた取組みといたしましては、本区でも課題となっております

ます携帯電話やスマートフォンの扱いや、保護者との連携等についても触れていきたいと考えてございます。

早期発見に向けた取組みにおきましては、既に行っておりますが、年3回のいじめ調査を位置づけたり、先生方や保護者の方が活用できるよう、いじめ発見のポイントなどを掲載したりしてまいりたいと考えております。

そして、いじめへの対応の強化につきましては、今年度から中学校で配置しました区費のスクールカウンセラーの活用や、教員研修の位置づけを明記してまいりたいと考えてございます。

今回の方針の策定に当たりまして、もう一つポイントがございます。それは、国の法律の14条、28条、30条、31条に該当するところがございますけれども、いじめの未然防止に関する取組みを審議したり、重大事態の際の対応を進めたりする対策委員会の設置を台東区としてどうしていくのかというところでございます。

東京都の条例におきましては、第10条に示されております、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関との連携を図る組織であります。これは、台東区の基本方針では、（仮称）台東区いじめ問題専門委員会としておりますけれども、教育委員会の中に設置したいと考えてございます。

また、東京都条例の第1条に示されております委員会は、市町村の設置校で重大事故が発生した場合に、東京都として助言等をする委員会でございます。こちらは、東京都だけの組織となります。そして、東京都条例第12条に示されているものは、都立や私立で発生した自殺などの重大事故の際に、調査等を行う委員会でございます。第三者機関としての立場となりますので、東京都におきましては知事部局内に設置をしていく予定であると聞いてございます。

台東区内で重大事故が発生した場合の調査等の対応は、区の指針ですと8番に当たるところで、（仮称）いじめ問題調査委員会としております。現在、区長部局内にその事故対応に備えるための危機管理室が設置されておまして、対策本部なども開きながら対応しているところでございますので、実際このいじめでの重大事故については、その対策本部を中心として専門家のご協力を得ながら、第三者機関としての調査等を行っていくことを現在考えております。

こういったことを含めて、本区はいじめ防止基本方針を作成していきたいという状況でございます。区のレベルにおいても、条例まで制定していくかどうかというところでございます。現在の23区の状況でございますけれども、23区中5区は条例制定の方向で考えていると聞いております。内容的には、条例でなくてもこの基本方針で、いじめ防止対策推進法に記載された内容を網羅することができることとなっておりますので、本区といたしましては現段階では条例の制定は予定をしてございません。いずれにいたしましても教員にいじめ防止に向けた緊張感や危機感をもって、いじめのない楽しい学校生活ができるようにということで、この基本方針で区内教員に周知徹底をしてまいりたいと考えてござ

います。

また、言うまでもございませんが、学校だけで解決できるものではございません。保護者、地域の方々のご理解とご協力が不可欠でございますので、基本方針の策定に当たりましては、平易でわかりやすい表現と構成で考えているところでございます。

最後に、今後のスケジュールを示させていただきましたが、本日さまざまな点でご意見をいただきまして、現在策定しております基本方針の案を次回6月27日の定例教育委員会で、改めてご審議をいただきまして、そして7月の定例教育委員会でご決定をいただき、各学校に周知をしてまいりたいと考えてございます。

何とぞ、ご意見、ご示唆いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、スの台東区授業改善推進プランの公表内容についてでございます。資料17をご覧ください。まず、資料2枚目のA4判のほうからご覧いただければと思います。

こちらは、文部科学省から出されております資料でございます。毎年実施をしております全国の学力調査の実施要領をまとめたものでございますが、調査の対象学年や時期、対象教科や方法等は大きく変わってございませんが、今年度より変更したところがございます。それは、項番2、教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱いというところが変わってございます。報道等でもございますけれども、学力調査の結果につきまして、公立学校の設置者であります区市町村教育委員会の判断で、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことが可能となりました。

この変更の主な理由といたしましては、学力調査の目的は授業、授業改善に生かすこと、さらに、今学校はどういう課題があり、いつまでに何をどうしていくのかといったことを保護者や地域の方々にしっかりと説明していく責任を果たすことと考えてございます。

既に今年度の学力調査は4月22日に行っておりますが、例年どおりですと、この結果が出てきたものを各学校が分析し、改善策を各学校で検討し、授業改善推進プランとして主に文書形式で作成、公表をしてきておりますが、今回、公表に関する変更点に伴いまして、本区として具体的な数値、データ部分を含めて各学校の結果について、どこまで公表するのかということ、公表していくとしたらどの程度の情報を出していくのか、そのことが適切なのかなど、学校の結果公表の取扱いについて、教育委員会でご議論、ご意見をいただきたいと思っております。

数値の結果の公表につきましては、学校の縦列化や過度な競争が生じるのではないかとといった点で、公表について十分配慮するよう求められておりますが、特に国からは単に平均正答率等の数値のみの公表は行わず、分析結果をあわせて公表する、また、分析結果を踏まえた改善方式についても公表すると示されております。

資料をお戻りいただければと思いますが、A3判の資料はシミュレーションを私どもでつくったものでございます。実際に学校が公表をしていくといったときに、こういったものが公表の内容になるということをわかりやすいように、こちらの事務局でつくったものでございます。

左側でございますが、こちらが具体的な数値データの部分でございます。①番でございますが、こちらは各教科ごと、6年生の算数をイメージしてございますが、実施、教科別の全体の平均正答率でございます。

②番は、実施教科ごとの領域別、また評価観点別の平均正答率です。教科によって若干、この領域などについては、評価観点別にしては若干違いが出てきますけれども、それぞれの教科においてこういったデータが出てきております。

③番でございますが、こちらは設問別正答率でございます。1問ずつの正答率で、20問の問題があれば、20問それぞれの正答率が出てきております。例はそのうち3問だけを挙げさせていただいておりますが、どのような問題ができていて、どんな問題が苦手なのかということがすぐわかるデータとなります。

④番でございますけれども、こちらは正答の分布グラフでございます。これは、学年全体の分布で、例えば正規分布的になっているのか、あるいは二極化になっているのか、そういうことを見るものでございまして、例えば正規分布に近い状況でしたら、一斉授業のあり方を検討していく、二極化の状況でしたら、習熟度別、個別指導のあり方などの工夫というようなことが考えられます。ただ、学年の子どもたちの状況がわかるという点で、取扱いは慎重にする必要も出てくる場合がございます。具体的な学校のもっている数値データは、この4点になります。仮に全ての数値を公表するとすると、この四つを出していくこととなります。

なお、これは各教科ごとのデータであり、例えば国語と算数、全てを合わせたデータというものは出していないところでございます。

その具体的なデータをもとにいたしまして、右側でございますが、各学校におきましては、分析と考察、そして改善点を考えていくこととなります。例えば(1)においては、まず全体的な本校の傾向としてはこういう状況であると。具体的な課題としてはこういうものがあり、それを受けて解決のための改善策はこういうものがあるという形で検討をし、公表をしていく形になろうかと思っております。

ここで、私ども事務局として最も重視したいのは、この改善策が実施可能な内容であることで、具体的に何をやるのかがはっきりわかり、進行管理ができ、そして実施したかどうかも確かめられるものであること、保護者や地域の方々も見てご理解をいただけるものであること、そういったものを学校に作成をお願いしていきたいと考えてございます。

学校がつくる改善策は、これを工夫していきますとか、充実させていきますといった一部心構え論的なものも見受けられることがございまして、そういったものは払拭していけたらと思っております。総花的にあれもこれもではなくて、学校の取組みというのは内容を厳選しつつ、確実にやっていきますというものを各学校が態度表明をしていくといった学校の姿勢が伝わっていけば、公表の趣旨というものはある一定のものがご理解いただけるのではないかと考えてございます。

現在、そしてこの公表のあり方でございますけれども、数値の公表をどこまでするかと

ということでございますが、23区においての現在の検討状況ということで伺いました。現段階でございますけれども、公表については学校に任せるとするのが8区、公表は当然というスタンスなのが1区、他の14区は本区も含めて検討中という状況でございますが、どの数値までを出すのか、全て出すのか一部を出すのかというところまでは申し訳ございません、まだ把握はしてございませんが、そのあたりも含めて、ぜひご意見を頂戴できたらと思っております。

なお、今後のスケジュールでございますけれども、右下のとおりでございます。各学校で出てきた案を9月下旬を目途に作成し、10月に入りまして各学校が公表をしていくという予定で進めていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 すみません、議論が長くなりそうなので、ここで10分休憩とします。

(休憩 16:50~17:00)

○樋口委員長 それでは再開したいと思います。

まずは報告事項、指導課のサについて、何かご質問はございませんか。

学校の分布はどうなっていますか。

○指導課長 中学校7校の中で、桜橋中学校が国際理解教育重点校でございますので、桜橋中学校は5名、あとは2名ずつという形で毎年させていただいておりますので、今回もそのような人数でございます。

○和田教育長 このデンマークへの派遣について、各中学校の校長からは今後の方向性等について、特段の意見などはありましたか。

○指導課長 特に、今のやり方を変えなければいけないとか、不都合があるという声はございません。むしろ、報告会なども参加人数が多くなってきて、よくなってきたというお声はいただいているところでございます。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、報告事項、指導課のシについて、これはいじめの問題ですが、資料が膨大でありますので、各委員にはまずこの資料を読んでいただいて、次回、検討案について出していただくということでいかがでしょうか。

(異議なし)

○樋口委員長 では、このいじめの基本方針の制定につきましては、次回審議を続けることにします。

次に、報告事項、指導課のスについて、何かご質問はございませんか。

○末廣委員 やはりこういった形で公表するかですね。これが一番の大きな問題だと思います。いろいろと分析結果をあわせて公表する、あるいは改善策も提案し公表するなど、

いろいろとあると思うのですが、今のところどういう形が一番いいかという、ある程度の方向性はありますか。

○指導課長 今日、教育委員の皆様からのご意見をいただいて、さらに検討と考えておりました。この数値の公表をしていく際に、やはり学力調査の大きな目的というのは、授業改善であると思っております。よってその授業改善につながるデータ、例えば全体の平均正答率からは何が課題かもはっきり個々には見えてきませんので、具体的に言いますと②の領域で、例えば図形がうちの学校は苦手だからとか、評価の観点でも技能はできるのだけれども、数学的な考えであまり結果がよくないとか、そういった授業改善につながるような課題がわかるデータ、こういったものは直接的なものかと思えます。また、③も同様とは思いますが。そういった授業改善に直接結びつくようなデータにおいては、その説明責任という意味で出していくことも一つの考え方としてあるのかなと思っております。

○高森委員 私の個人的意見なのですが、やはり競争原理を超えた形で、もし植えつけるようなことになると、やはり公教育にはあまりなじまないところもあるのかなと思うのですが。ただ、保護者のニーズがどうなのか、保護者がきちんこのデータを十分理解ができているのであれば、公表ということも考えられますけれども、その理解がきちん得られないままで公表となると、逆に多くの誤解を生む可能性もあるのかなと思うのですが。個のランクづけということです。そういったことは私個人としては懸念をしているところです。

一つ伺いたいのは、各学校には学校運営連絡協議会が設置されているのですが、こういった会議には、この結果を示す必要があるのでしょうか。

○指導課長 この学校運営連絡協議会は、学校をサポートしていただく、学校の課題も共有していただく、そういう意味ではやはり学校の状況を積極的にお示しをすることが大事かと思っておりますので、具体的なものはおそらく今年はお出していく必要はあるかなと思っております。ただ、やはりそこも学校の現状や課題をわかってもらうという観点が原則であるかなと思っております。

○高森委員 具体的に全部数字を表さなくて、伝えることはできるわけですね。

○樋口委員長 私の意見なのですが、台東区の場合、まず小学校と中学校とを分けて考えなければいけないと思います。小学校の場合、要するにラクダのこぶの問題はもう顕著に出ているのではないかなと思うのです。それが学校間にも出ている可能性もあるので、それを同じ基準で教育改善ができるかどうか。ラクダのこぶの頭のほうの学校は、もっと違う要望をする可能性があります。それ以外のところでは、もっと子どもに基礎力を求めるかもしれない。要するに目標を設定して全員100点をとることを目指して授業をやるということが、台東区全体の小学校なら小学校全部に当てはまるかどうかということ。子どもに基礎力をつけるところをどう工夫するか。工夫において、どう改善していくかのところで考えないと、現場が大変なことになります。その辺りを考慮していただけたらと思いま

す。この一番最後のところは非常に現場に重いなという感じが私はします。

○指導課長 確かに、この最後の(3)のところは、100%というのは、じゃあ一人が1問でもできなくなったら100%ではないということで、ちょっと表現が適切であるかを反省しております。

検討の中での想いとしては、本当にごく基本の基本問題、いわゆる教科書の、これは絶対できなきゃいけないだろうという2問、3問は解いてもらいたいというようなことで表現したものでございます。また学年の子どもたちの実態などが様々ありますので、ここは現場の子どもの実態と、実際に学校が検討していく中では、昨年度の状況からどうアップしていくか、時系列で、時間を見ながら検討していくという要素も入ってくるかと思えます。

○樋口委員長 中学校ですけれども、卒業するに当たって、基礎力のここまではというところを示して、1年で習得できなければ2年、2年で習得できなければ3年、3年までにこれは知っておこうというところでいったほうがよろしいかなと思います。ある中学校では、4割強が進学をしないで専門学校に行く場合もありますので、そのときの台東区の中学校を出た生徒においては、これは100%知っている、これだけは最低知っているという、基礎力の充実を絶対指数というところに強調されたほうが、方向性が現場にわかりやすいと思うのですね。その辺りを考えていただければと思います。

私からは以上です。

○高森委員 今後の予定では、次回の定例教育委員会で公表内容は決定ということですが、具体的にはこのA3判の資料のどの部分の公表内容の確定をこの段階とするのでしょうか。

○指導課長 実際、文部科学省の結果は8月中旬から下旬にかけて出てくるのですけれども、これに準じて台東区の学力調査もやっております。現在、授業改善推進プランをつくっておりますので、当然国の調査に準ずることになるかと思いますが、その作業が主に夏休みの時期になるものですから、できればその夏休み前に学校に、この項目とこの項目は必ず入れて公表の準備をするようにという話をしていきたいということで、逆算すると6月下旬か7月初めまでには、ある一定の方向性を出していきたいとは思っております。

○高森委員 このプリントの左の①、②、③、④で、右にも(1)、(2)、(3)とありますけれども、この両方の中でどれを公表するか、内容を決定するということですか。

○指導課長 申し訳ございません、そのとおりでございます。例えば左側のデータの中でこれとこれとか、そういうところを決めていきたいということでございます。

○樋口委員長 学校選択制があるので、いったん保護者に見せてしまうと、次々に保護者に伝わって行って、あそこは学力が低いという話が蔓延してしまうことにもなりかねず、その学校を誰も選択しないという、公教育が破綻してしまうことになる恐れもありはしないかと危惧しています。成績の公表については、慎重を要する可能性があり、学校選択制があるので、激化させてしまうことになる。ここをどう考えるかですね。

○末廣委員 学力調査は、その学校の先生が自分の学校の児童・生徒がどの程度の学力か、

都の中ではどうなのか、では区の中ではどうなのかと、そういうものを知るための調査だ  
と思うのですね。基本的には、保護者は知る必要はないと思うのですよね。ですから、そ  
れはもう自分の学校の子どもの弱いところがどういうところかと、そういう分析をするた  
めの調査だと思うのですね。

これは、台東区内で全ての学校のものも全てランク付けでわかってしまう。これは大変  
な問題ですよね。ランク付けができるというか、それで保護者は動いてしまうと思いま  
すので。何が重要かという、先生方がそれではこの状況をどう分析して、どう変えてい  
くか、どのように良い方向へもっていくかということのための資料だと思うのです。そう  
いう基本的なところを踏まえて公表していくことが必要ではないかなと思いますね。

○高森委員 台東区の学力調査に関しては公表していませんよね。このスケジュールだと、  
次回に公表内容を決定しようということですが、公表するかどうかは今日この場で  
決定するわけですか。

○指導課長 今日ご意見をいただいて、どこまでのデータを出すのか、あるいはデータは  
出さないで、例年どおり、今までも授業改善推進プランの右側の部分については、これは  
各学校でやってきている部分でございますので、これは例年どおり作業はしていく、これ  
は当然のことかとは思いますが。

○高森委員 そうすると、台東区の場合も左側は公表していないということであれば、全  
校で公表することはおかしいのではないかと私は思います。

○垣内委員 こういう評価は非常に難しく、特に数字が出るとひとり歩きするのですけ  
れども、これは一応サンプルとして出しているものですが、ある意味、誤差の  
範囲みたいなところの小数点の1ぐらいのところまで数字がひとり歩きすると、順位づけに  
つながっていくという。本来、意図していないところの結果を招くという恐れがあるもの  
については、やはり慎重に扱ったほうがいいかなと感じました。

しかし、このデータは一方で非常に重要なデータだと思ひまして、特に私はこの④の正  
答数分布グラフがすごく気になりまして、これはある種、どこにどうやってこのターゲッ  
トを置いていくのかということを考えてときに、特に現場の方々、教える側にも非常に重  
要なデータだと思っております。

ですので、数字を全て出すというよりは、右側の方策につながるような、方策の裏づけ  
となるデータを少し出されたほうがいいのかと思います。そうすると、保護者の方も、  
それから地域、あるいは他に関心のある方々も、この課題分析がより説得力が出るので、  
協力を受けやすいのかなという気がいたします。ここに書かれている数字だとちょっと誤  
解を招く部分もあるかなと思われま。特に、平均正答率は、結構いろいろな問題がある  
かなという感じがします。ただこの分布や、それぞれどこがその弱みなのかというところ  
は、何か出せるといいのではないかと思っております。

右側の分析の部分は、指導課長のご説明で私は非常に説得されまして、この指導方法の  
課題と分析、それから特に改善の手だてを具体的に実施可能で進行管理可能で評価ができ

てわかりやすいというのは、アピールとして、そういう手だてのところをきちんと書き込んで、このようにやっていくのだという方向を示されるというのは、まさにこの指針にも合っているのではないかと考えております。

特に継続的な検証改善サイクルということを考えてときに、3番の評価のところですが、何でも何でも100%というよりは、傾向として少しずつ変動はありつつも、いい方向に向かっているということがわかる、あるいはちょっと停滞しているなど、やはり誤差は必ず入る。母集団が違いますから、同じものであってもびったり同じではありませんので、必ずバイアスがありますので、そこは方向性がはっきり見えるというぐらいのところ、十分説明責任は果たしているのではないかと考えております。

ただ、教員の先生方にはきちんとデータは把握していただいて、十分に分析していただいて、内部でも詳細を把握していただく必要があるのかなというのが、私の今の時点での意見です。

**○和田教育長** 全国学力テストの目的というのは、やはり学校ごとのいろいろな学力の水準をきちんと見るということで、とりも直さず個別の子どもたち、一人一人の学力を今後どうやって引き上げていくかという、それが目的だと思います。その資料だと思っております。したがって、私ども教育委員会では、お手元に示させていただいた授業改善推進プランをその学力テストの結果を受けてどうやってつくっていくのかということが、これが最大の命題なのだろうと理解をしているところでございます。よって、先生方は異口同音におっしゃっているように、まさにどうやって結果を生かすのかということが、学力テストを教育委員会が取扱う使命だと思っております。

テストの結果を公表することは、私は決してやぶさかではないのですけれども、ただ、それを順位づけと一体となったものとして示すべきだと思います。そういう議論が今、出ているところでございます。

もうこれは、例えば教育委員会で順位をあえてつけなくても、例えば個々の学校の成績がわかれば、こういう時代ですから、一覧表がどこかでつくられて、そしてインターネットでどこかが公表するということになるわけですね。ですけれども、私どもは区内の学校のベスト3を、あたかもプロ野球のMVPを決めるように順位を決める必要は全くありません。そういう必要性は全くないわけですね。あくまでも、それは一つの資料にすぎない。

したがって、テスト結果をどうやって生かすのかということに、あらゆるエネルギーを投じてやっていくべきで、まさにその成果が学力推進プランだと思っております。

今後、新たに説明責任ということで、新たな展開を見るとすれば、この学力推進プランをきちんと保護者の方、あるいは地域の方にお示しして、テストの結果はこうであるけれども、このように改善していきますということで、さらにそれについては先ほど委員長からも厳しいご指摘がありましたけれども、正答率100%というのがあるのです。これは究極の目的ではありますが、一定の数値目標をきちんと示していくということで、地域のご理解、納得を得ていくべきものだろうというふうに思っております。

ただ、それについて具体的に、点数は出すのか出さないのか、教育委員会で出すのか出さないか、それはまだ議論があるところでございますけれども、そういうところについてはまたご意見をいただきたいのですが、当面はこの推進プランをどうやってつくっていくか。指導課長から、この右側のものは既に各学校で毎年つくっていますという話がありました。ところが、これは私ども教育委員会事務局全体としても、それに必ずしも満足しているわけではございません。というのは、学校現場においても、各校ごとにテスト結果の分析力、統合力について、必ずしも十分スキルを持っているとは言えない部分もあります。したがって、これは教育委員会としても責任をもって各校をきちんと指導していく中で、各校の現場に即した改善プランを改めて精緻なものをつくってもらおうということで、今後は進めていきたいなと思っているところです。

高森委員からお話がありました、どの項目を出すのかということについても、むしろ委員の皆様からその辺りをご指導をいただいて、ご意見をいただいた中で考えていければなという想いはございます。

**○樋口委員長** 目的は学力の向上なんですね。それで予備校や塾がよく言うのは、小学校3年生までにこれを習得させます、4年生にはこれですと。ただ、子どもは小学校3年生で理解できないけれども、5年生になれば理解できるかもしれない。だけれども3年生のときできないから、君できないよというのは果たしていかなものかというのはあります。

そうすると、先ほど申し上げたように、中学の問題で言いましたように、最低これは何年までにはやって、1年生のときに勉強したけれども3年生までにやろうという、具体的な目標があったほうがいいのかもありません。この単元を絶対に今学期までにやるんだというのは、ハイジャンプを今学期中に飛ばないと、あなたはできないというようなものですが、いや大人になればできるかもしれないことは幾らでもあるわけですね。だけど、最低このぐらいはというものをやるほうが、教育現場にはわかりやすいかもしれない。

だから、できない子どもがいたら、その子に対して反復訓練ということもできるまでやってもいいんじゃないかと。ある私立学校はやっています。朝早く来て、小学校3年生までにはこれをできるようにしましょうと、ただハイジャンプもこの高さまでは飛ぶ練習という目的に。予備校は大体それでやっていますよね。それはわかりやすいです。この予備校に行くと、ここらまではやってくれると。しかしこれですと、教科書の単元別に追っていくので、なかなかきついかなども思うのですが、その辺りを要するに教育目標を見せる形で、学校現場で教育プランを考えてもらうほうが私はよろしいかなという感じがしますが、いかがですか。

**○和田教育長** 確かに、各学校で具体的な目標値を定めてやらせたいと。

**○樋口委員長** 区全体でもいいんですよ。

**○和田教育長** といいますのは、区全体というのも一つの目標ではあるのですが、今日、出前教育委員会で上野中学校の現場をご覧いただいて、その中でふたこぶラクダというお話もありました。実を言うと、私はもう三こぶラクダかなと思っているくらいなの

ですけれども、各学校ごとにかなりその辺りは状況が違うのも事実ですね。

ですので、区の目標はもちろん設定をすべきということもありますけれども、一方ではかなり学校個別的な課題というのがバラエティにとんでいることもあって、その辺りはやはり現場の教員自身がしっかりと認識をしていただきたい。現場の教員自身がまさに自分のクラスの生徒、自分の担当の学科の子どもたちの状況について具体的なプランをもってもらいたいという思いがございます。

したがって、それがこれまで十分だったかどうかというのは、学校によってかなり差があったのも事実だと思うのですよね。それを何とか教育委員会としては、これをいい機会と捉えて、現場での授業改善の一層の推進を図っていくことにしていきたいと思っております。この際、先生方にご了解をいただければ、今年行われた学力テストの結果について、それに対する改善プランを各校必ず提出させて、教育委員会の報告事項として挙げさせていただくようなことができないだろうか。その際には、再三お話しになった目標の数値、具体的なプロセスについて必ず明記するということがいかにかなと。

それで、先ほど高森委員から、その時期の問題でご指摘があったのですけれども、指導課では学力テストの結果が夏から秋にかけて出ますので、それに対しても準備を十分させるという意味で、この改善プランをかなり徹底させるという、そういう意識もあるのかなと、ちょっと余計なことを思っているのですけれども。その辺りも踏まえて今後、公表の具体的な内容については、こちらが新たに3案を示させていただければなと思っております。その辺り、改善プランの扱いについては、いかがですか。

**○末廣委員** その話の続きになりますけれども、やはりその学校の児童・生徒の学力を一番よくわかっているのは、その学校の先生なのですよね。それで、改善したほうがいいと思っていたものは今まで温度差があったのですよね。学校によって恐らく温度差があると思うのです。ですから、やはりこの際、教育長がおっしゃったことができるのだったら、それは一番いいし、その学校の先生のことをかなりよく聞いた上で、それでプランを教育委員会である程度示してという、そういう個々の学校に応じて行ったほうがいいのではないかなと思いますね。

それで、学校ごとで目指すところをつくっていけばいいと思うのですよね。ですから、もっと現実を踏まえた数値を出していったほうがいいのではないかなと思いますね。

**○指導課長** ご意見ありがとうございました。事務局が担当としてやらなければいけないことは、各学校がやはり自らの目標をもって、自らやっていくという自立した学校経営を目指していくこと、その一つ的手段としてこの学力調査と結果の説明責任という部分かなと。そうすると、実現可能で、途中経過を問われた際にも、今こうやっていますといつでも言えるような体制をとりながら、先生方がそれぞれの課題に応じて頑張っていく、そういった姿が学校の中の一つのあり方として問われているのかなと思っておりました。

そのために例えば必要なデータというのでしょうか、説明をしていく中で、どうしても数値が必要な部分というのは出てくるかとは思いますが。そういったものを改めて事務局で

整理をいたしまして、また次回の教育委員会の定例会の際に、ご意見・ご示唆をいただければと思っております。ありがとうございます。

○樋口委員長 公表の内容についてはよろしいですか。

○指導課長 資料左側のようにご用意させていただいた中で、私どもが学校に指導、助言をしていく中で、例えば学校が①を出していいかなどの実際の作業の話になりますけれども、そういった話、具体的なやりとりをおそらく事務局と学校の間でもしていくことになります。そういった中で、ある一定の、最低限度のラインは必要であるとは思っておりますが、例えば比較や競争などという意味ではなくというご意見の趣旨で、最大ここまでのデータなら公表が可能というような一定のラインを次回お示しさせていただき、その中のデータであれば、取扱いについては学校に任せるという方法も一つあるとは思っております。一律これを必ずということではなくてでございます。

ただ、資料右側のほうにつきましては、この項立てで、これを全て、ここはやるという形で、ご意見を伺いながら考えているところでございます。

○樋口委員長 例えば保護者や関係者において、資料左側の表の中で何が重要になるか。一番下は学校全体の分布ですね。これは学校経営の問題で、山があってここが難所というわけですね。それが保護者にとって必要な情報かどうか。その上の③については、保護者はもしかしたらうちの子もはどの辺りにあるかというのを勘違いするかもしれませんね。問題についてできるかできないかというのはあるかもしれません。

次に、①、②はどうかということですね。その学校の点数が、この分野について何%の正答率だったかに対して、保護者のこの情報の認知から、うちの子もはどうしようというところが、もしかしたら重要かもしれない。それが単に学校のランクとして考えられるのなら、これはなかなか難しいことになるかもしれませんけれども、その辺りのご意見はいかがですか。

○指導課長 実は、保護者の方々には、ご自身のお子さんのデータをかなり具体的に出してきております。それを比較して、ご理解をいただけるような形にはなっております。

○樋口委員長 1番、2番ですよ。それは学校格差につながるような構造になってしまう可能性もなきはしないかということです。

○和田教育長 各学校が自分のところの推進プランを公表するという段階になったときに、各学校ごとにホームページで出すのか、あるいは教育委員会として各学校のペーパーを小中合わせて26枚を用意するのか、その辺りはどういうイメージですか。

○指導課長 今までは、授業改善推進プランは各校でという流れもございますので、基本的には各校でホームページ等で公表するというイメージをもってございます。

また、データの出し方としては、例えば右側の説明をしていく中で、ここがうちの学校としての課題だというデータだけを出せば説明がつきますので、例えば②の学習指導要領の領域もこの四つの領域を全てデータとして出す必要があるかどうか。例えば図形が苦手でしたら、図形のデータだけを示して、それを根拠に説明をしていくというやり方もある

かと思うのですが。

**○樋口委員長** しかし、全く関係ない人がこれを見て、この学校は図形が弱いのかという話は全く意味のない情報です。その本人たちの理解であって、来年の新しく入学する人は別に違うかもしれない。それを学校でアップして、そうか図形が弱いのかというのは、それはちょっと情報の開示としてはあまり意味がないと思います。自分の首を絞めることにもなりますから。

**○垣内委員** しかし、おそらく一般の人が見たら、この①の一番最初の一番わかりやすいものですね。つまり全国、東京と比べてどこなのか、ほかの小学校の正答率と比べてどの辺りにあるかと、普通はここだけを抜きとって見るのではないかなという感じがいたします。誰のための情報公開なのか、一般の人たち向けなのか、それとも保護者向けなのか、それともサポートしている地域コミュニティ向けなのか、それぞれのセグメントによって関心の向きも違うだろうと思うのですね。保護者の方だったらやはり、ああそうだよねと、やっぱりもうちょっと数学をやってもらいたいねということになるのかもしれませんが。その辺り、誰がプライムターゲットなのかということも考えてもいいのではないかと思うのですね。

別に全国一律に情報を発信する必要はないわけで、そこは十分説明はできるように理論立てていけば、全ての情報を開示する必要があるとは思わないという、私の意見なのですが。

この1番は誰にとって本当に意味があるのか、保護者の方にとってこれは本当に意味があるのか、樋口委員長がおっしゃったように、じゃあこの次どこの学校に行こうかといったときに、これだけで決めるかどうかということだろうと思うのですね。

私が見ると、この②の領域別のところは非常に興味深いところであり、また④も非常に興味深く、今日の午前中に出前教育委員会で上野中学校にお邪魔して、校長先生から学力の格差についてお話しいただいて、実際に授業も見て、全然雰囲気が違うということもわかりました。そうするとこういうデータはすごく貴重なのかなと。そういうものをシェアしてというところも、少なくとも保護者に向けても重要な説明材料になるのかなという気はします。

それぞれの学校でその必要なデータを、もし定量データが必要であれば入れていくというのが一番リーズナブルかと思いますけれども、そうすると一般の人からは、なぜこういうわかりやすい①のようなデータを出さないのかというお問い合わせが来ると思うので、そこをきちんと説明ができるようにしておく必要があるのかなと思います。

一般向けに全ての情報を提供するというのは、やはりデメリットも非常に大きいということで総合的に勘案すると、やはり必要な定量分析にとどめるということもありなのかなという気はいたします。

**○樋口委員長** 文京区は50%が私立に行くそうです。私立がたくさんあるところはもしかしたら公立の点は低いかもしれない。しかし、その地域に住んでいる子どもたちの成績

としては高いかもしれない。

やはりここは何のために公表するか、しっかり心得てやらないといけない。公表したときにはきちんとした理由を示さないと、ただ出せばいいという話にはならないと思います。

○末廣委員 この調査は、個々の児童・生徒の学力として出てくるわけではないのでしょうか。

○指導課長 個々にも出ます。自分のやったデータは出てきます。

○末廣委員 個人の順番が出てくるわけですか。

○指導課長 順番は出てきませんが、何点だったか、何番ができたかということはわかります。

○樋口委員長 全国ランキングとか、学校内ランキングとか、そういうものは出ないのですね。偏差値で出すということもない。

○指導課長 それは出ないです。

○末廣委員 その結果で、子どもたちにまた試験問題を、復習の意味で、どこが自分は間違っていたのか、そういうものをはっきり解らせるようなことはしているわけですか。

○指導課長 その辺りの扱いは、十分把握はしておりませんので、学校によるかとは思いますが。

○樋口委員長 その辺りを念頭に置いて、また案を練っていただいて、次回ということ。

○指導課長 はい。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、指導課のサトスについては、ご了承願います。

シについては、次回に再度報告をいただきます。よろしく申し上げます。

## (5) 教育支援館 セ

○樋口委員長 次に教育支援館のセについて、教育支援館長、報告をお願いします。

○教育支援館長 それでは、セの平成26年度教科書展示会について、報告させていただきます。資料18をご覧ください。

教科書の法定展示会は、教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき都道府県教育委員会が行うもので、都内では東京都の教科書展示会実施要綱により実施され、都教委より委託を受けて本区で行うものでございます。

展示する教科書は、来年度平成27年度に使用される小学校用教科書目録及び中学校用教科書目録に掲載されている教科書となります。文部科学省の指定により、6月13日から各区市町村の教科書センターにおいて同様の法定展示会が14日間の期間で実施されます。

また、それに先立ちまして、今年度は小学校用の教科書の採択替えのため、法定展示会に先立って東京都教育委員会の指定により、特別展示会が10日間の期間で都内各区市町村教科書センターにおいて実施されます。

本展示会は、教員、教育関係者のほか、保護者等広く一般に利用されることを目的としており、開催については広報たいとう5月20日号及び区のホームページにおいて周知をしているところでございます。

本区の教科書センターでは、常時教科書展示を行っており、閲覧等は今回の展示会と同様に、年間を通して利用できることになっております。

教科書展示会についての報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 ご意見、ご質問がございませんので、教育支援館のセについては、報告どおりご了承願います。

#### (6) 青少年・スポーツ課 ソタチ

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のソからチについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それではまず、ソの幼児向け運動教室の実施について報告いたします。資料19をご覧ください。

まず、項番1の目的でございますけれども、就学前の児童に向けた運動教室を実施することにより、義務教育前の幼児に対しても正しく体を動かす習慣を身につけていただくものでございます。

項番2の開催場所でございますけれども、台東リバーサイドスポーツセンター内にあります2階の幼児室を会場といたします。こちらは、内部が全面ウレタンが張ってある関係で安全性が確保されているので、こちらを会場とさせていただきます。

次に、項番3でございます。対象者と利用料金につきましては、子ども家庭支援センターや児童課で行っている幼児事業とのすみ分けを図るために、3歳から6歳までの未就学児とその保護者を対象といたしたいと考えてございます。また、本事業は初心者スポーツ教室の一環として実施するものでございますので、他の初心者スポーツ教室と同様に、参加料金は無料とさせていただきます。

次に、項番4の教室の内容でございますけれども、教室は2カ月間、約10回をワンクールとした連続講座でございます。幼児の体力に応じて3、4歳コースと、5、6歳コースの2コースを設けたいと考えてございます。詳細につきましては、下の表にありますとおりのテーマで実施してまいります。申し込み方法等は記載のとおりでございます。

項番5の今後のスケジュールでございますけれども、6月から広報たいとうや、ホームページの掲載をいたしまして、7月には受付開始、9月からの事業、第1回目の教室の開始とさせていただきますと考えてございます。

幼児教室については、以上でございます。

続きまして、夕の旧田中小学校体育施設の整備について、ご説明させていただきます。

資料20をご覧ください。

旧田中小学校の整備につきましては、以前ご報告させていただきました旧田中小の学校体育施設整備計画に基づきまして、関係各所を調整し、今回はその整備内容の運営方法についてご報告するものでございます。

項番1の目的でございますけれども、こちらは台東区スポーツに関する意識調査で、新たなスポーツ施設に対するニーズが高いということで、こちらの旧田中小学校を活用した体育施設を整備するものでございます。

整備概要につきましては表のとおりですけれども、添付しておりますA3判の図面をご覧ください。旧田中小学校は3階建てですが、こちらの体育施設として活用するのは1階と3階でございます。1階には会議室と小体育室、3階には小体育室と会議室、それに従前田中小学校で使っておりました大きな体育館を整備いたします。また、グラウンドを改修いたしまして、テニス・サッカー・少年野球等ができるようなを整備をしております。また、施設全体をバリアフリー化し、エレベーターの設置や、障害者に配慮したトイレ・更衣室を整備しております。

項番3、施設の運営方法や貸し出し単位につきましては、同じく体育施設であります柳北スポーツプラザと概ね同様の形で、台東区公共施設予約システムを使った抽せん、先着予約をしていただくという方法にさせていただきたいと考えてございます。また、一部の枠につきまして、総合型地域スポーツクラブを開設する予定でございます、こちらが活用する部分もでございます。

資料をおめくりいただきまして、項番4でございます。開館後の活用についてでございますが、こちらは単なる体育施設ではなく、地域の方の交流の場となるような交流スペースも設置いたしまして、体育施設の来場者が交流できるようなものと考えてございます。

また、(2)の関連事業といたしまして、開放事業を行い、個人の方が気軽に体を動かせるようにしていきたいと考えてございます。

また、②のとおり、台東区で初の、総合型地域スポーツクラブを設立すべく地域住民の方と台東区のスポーツ4団体の方が、現在検討会を設置して設立準備をしているところでございます。こちらについても支援してまいりたいと考えてございます。

最後に、今後の予定でございますけれども、本年7月から工事を着工いたしまして、10月の第3回区議会の定例会におきまして、体育施設条例の改正案を提出いたします。翌27年3月には、竣工、内覧会を実施する予定で、4月から施設開館を予定してございます。

報告は以上でございます。

続きまして、チの下町台東美しい心づくり運動の平成25年度事業結果と平成26年度事業計画について、報告させていただきます。資料21をご覧ください。

まず、平成25年度の事業結果について、下町台東の美しい心づくりを推進するために、年間を通してあいさつ運動やこころざし教育の推進等における啓発活動を各実施主体において行ったところでございます。詳細につきましては、1ページ・2ページ・3ページの表

のとおりでございます。

次に、平成26年度の事業予定でございますが、下町台東の美しい心づくり運動の重要性を広く区民の方に発信し、心の教育の取組みの充実を拡大するために、2年に一度、各種コンクールや、台東区心の教育推進区民大会を開催してございます。今年度がその実施年度でございますので、区民大会の内容等につきましては現在検討中でございます。また、改めてご依頼させていただきたいと考えてございますが、8月頃の図画ポスターコンクールでは、樋口委員長と高森委員に、また、我が家の家訓コンクールでは全教育委員の皆様審査をお願いしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

その他の事業につきましては、従前の事業を継続するとともに、充実を図りつつ関係課と協力しながら、下町台東の美しい心づくり、心の教育の取組みを進めていきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、まず報告事項、青少年・スポーツ課のソについて、何かご質問はありますか。

○和田教育長 幼児教室については、くれぐれも事故のないようにお願いします。保護者の同伴についての表現で、基本的に教室に同席してもらうとあるのですけれども、基本的にはなく必ず一緒にということをお願いをしたいと思えます。

もう1点、これは体育館の2階の幼児室を使います。それで、今回新規事業ということで、費用もかけているかと思いますが、2カ月で10回程度の一教室、よって20回くらいの使用ということですね、2カ月に。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○和田教育長 そういうことですよね。延べですよね。そうすると、これは普段のときはこの幼児室はどうなるのですか。

○青少年・スポーツ課長 従前から幼児室として、体育館の附属施設として使っておりますので、そちらの用途で使っていただきたいと思いますと考えてございます。

○和田教育長 そういうことで大丈夫なのですね。

○青少年・スポーツ課長 従前から頻繁に活用されるわけではないのですけれども、運動をされる方の託児が必要な場合のための施設として幼児室を用意していたのですが、利用頻度はそんなに高くないということで、この事業に活用させていただくということです。

○和田教育長 利用頻度は高くないから大丈夫だという発想は別ですからね、それは。反対の発想ですから、それは。それだけ申し上げておきます。

○樋口委員長 ほかにいいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のタについて、ご質問はございませんか。

2階部分はそのままの状態となるのですか。

○青少年・スポーツ課長 2階部分は、区長部局の文化振興課が所管します稽古場として

活用するという形になってございます。

○樋口委員長 使用はするわけですね。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○樋口委員長 人が利用しないといろいろと問題が起きるので、人が出入りするときには必ず誰かがどこかにいたほうが良いと思いますので。

他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のチについて、何かご質問はありませんか。

○和田教育長 毎年頑張っていて、台東区の教育委員会としても非常に大きな事業として位置づけているものです。今年は特に公会堂で大会も行いますので、ぜひともPRをよくしていただくと同時に、個別の事業についても十分な周知を図れるようにしていただきたいと思っています。

今年のメイン事業について、教育委員の先生方にご説明すると、どれがメインとなるのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 今年度のこの事業は、2年に1回開催いたします区民大会がメインという形になります。ただ、この事業は日々の継続が大切で、事業としては大きい事業ですけれども、日々のあいさつ運動などを継続していただくのも非常に重要だとは考えてございます。

○和田教育長 こころざし教育もこの中に含んでいます。そして、立志式についても。忍岡中学校のことは、これは平成25年度の報告ですよ。御徒町台東中学校も入っていませんでしたか。確認をしてください。

○庶務課長 補足でございますが、資料の2ページにあいさつ運動というのが記してございます。先般、石浜小学校のPTAの方々が、この声かけ隊の活動が警視総監から評価をされまして、5月9日ですけれども警視総監直々に表彰状をいただいたということがございますので、6月の広報紙に教育委員会として記事を掲載する予定でございます。そういった地道な活動が具体的に評価されたという事例もございますので、ご報告させていただきました。

○樋口委員長 小学校の文章の中に、こころざし教育とは、いわゆる偉人を敬うことだという文章があったのですが、それは少し違って、こころざしというのは自分の意志の何であって、人ではないのです。こころざしという話と美しい心づくりについては言葉として徹底していかないと、間違ふところがあって。それは文面の流れの中で、こういう偉人を我々は敬わなければいけないというところはあったと思うのですが、それがこころざしだと思ったら、それは少し違うので。

○和田教育長 ちょっと誤解を招く記述があったのです。

○樋口委員長 お互いチェックしながら、言葉の徹底と、そこのチェックをお願いします。

○教育支援館長 こころざし教育のことについてお話が出ておりますが、やはり区の全体

のということで、十分にビジョンができてから、それを徹底、推進していくということで、課題はあると思います。我々も、教育改革担当も含めて、毎日のように学校訪問も指導課訪問という形で行っていますので、このころざし教育についても私のほうから教員向けに話をする機会をいただいて徹底できるように、また、今年も1年間かけて行っていきたいと考えております。

また、先ほど教育長からお話がありましたけれども、立志式について今年度は中学校7校で試行実施という形で、各校の教育課程の中で状況に応じた形で7校で立志式を実施し、平成27年度は、予算も含めて本格実施ということで、今考えておりますので、報告をさせていただきます。

○樋口委員長 他にございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、青少年・スポーツ課のソからチについては、報告どおりご了承願います。

### (7) 中央図書館 テ

○樋口委員長 次に、中央図書館のテについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長 それでは、テの特別整理休館の日程について、ご報告をさせていただきます。資料23をご覧ください。

毎年図書館をご利用いただいている皆様にはご不便をおかけしているところでございますが、年に一度の特別整理、図書館資料の総点検作業を6月に各図書館で順番に行いたいと思っております。利用者にできるだけ影響の少なくなるように、利用者の多い祝祭日のない6月に実施する予定でございます。

中央図書館、根岸図書館、石浜図書館は4日間、中央図書館浅草分室は3日間の予定で行います。詳細な日程につきましては、資料項番2のカレンダーを見ていただければと思います。通常の休館日に続く日程で組み込ませていただいて、できるだけ閉館する日を少なくするよう工夫しているところでございます。

周知についてでございますが、既に広報たいとう5月20日号や、ホームページ、図書館のポスター等で、周知を行っているところでございます。

図書館からの報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、中央図書館のテについては、報告どおり了承願います。

## 3 6月の行事予定

○樋口委員長 次に6月の行事予定について、庶務課長報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、6月の教育委員会行事予定について、ご報告させていただきます。

資料24をご覧ください。6月27日金曜日の教育委員会定例会を初めといたしまして、4件の行事予定がございます。その他のご案内として、22日の台東区チャレンジフィジカルテストが1件ございます。

6月の行事予定につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 それでは行事予定については、報告どおりご了承願います。

#### 4 その他

○樋口委員長 その他は何かございませんでしょうか。

数年前、学力と体力との相関性があるという話で、一部の中学校で体力向上を一生懸命やったことがあります。最近その辺りはどうなっているのでしょうか。かつては秋田県は体力もよくて、学力も特化していたのですけれども最近はあまり聞かない気がします。体力向上運動も含めてちょっと考えていただけますか。意見として。

その他、よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後6時10分 閉会